

本日の会議に付した事件

平成25年第2回山元町議会臨時会
平成25年4月25日（木）午前10時

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 提出議案の説明
日程第 4 報告第 2号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 5 報告第 3号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 6 報告第 4号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 7 報告第 5号 専決処分の報告について（工事請負契約金額の変更）
日程第 8 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）
日程第 9 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
日程第10 承認第 4号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）
日程第11 議案第35号 第4次山元町国土利用計画について（委員長報告）
日程第12 議案第55号 損害賠償の額を定め、和解することについて
日程第13 議案第56号 土地の取得について
日程第14 議案第57号 平成25年度山元町一般会計補正予算（第1号）
日程第15 議案第58号 平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）
日程第16 同意第 2号 固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて

午前10時00分 開 議

議 長（阿部 均君）ただいまから、平成25年第2回山元町議会臨時会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

報道機関から取材の申し入れがあり、これを許可しております。

本日の議事日程は、お手元に配布の通りです。

〔議事日程は別添のとおり〕

議 長（阿部 均君）日程第1．会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、山元町議会会議規則第124条の規定により、11番伊藤隆幸君、12番佐山富崇君を指名します。

議 長（阿部 均君）日程第2．会期決定の件を議題とします。

事務局長に、お手元に配布しております会期日程案を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。会期日程案、月日、曜、会議別、内容の順に朗読いたします。

4月25日、木、本会議、会議録署名議員の指名、会期の決定、提出議案の説明、議

案審議。以上です。

議長（阿部 均君）お諮りします。本臨時会の会期は、お手元に配布しておりますとおり、本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

議長（阿部 均君）これから、議長諸報告を行います。

事務局長に、お手元に配布しております報告書を朗読させます。

事務局長（渡邊秀哉君）はい、議長。議長諸報告。

1. 議会閉会中の動向

4月11日 自民党小泉進次郎青年局長が視察のため訪れ、正副議長が出席しました。

4月14日 船岡駐屯地創立54周年記念式典が開かれ、出席しました。

4月17日～18日 町長と副議長及び常磐自動車道建設促進特別委員会委員長とともに国土交通省ほか関係省庁を訪れ、スマートインター設置に関する要望活動を行いました。

4月19日 亙理地方町議会議長会総会が亙理町で開かれ、正副議長が出席しました。

4月22日 亙理名取市町議会連絡協議会定例会が名取市で開かれ、正副議長が出席しました。

4月23日 兵庫県稲美町議会議員が視察研修のため訪れ、正副議長が出席しました。

（総務民生常任委員会）

4月18日 委員会が開かれました。

（産建教育常任委員会）

4月16日 委員会が開かれました。

（議会広報常任委員会）

3月28日、4月8日、4月15日 委員会が開かれました。

（議会運営委員会）

4月22日 委員会が開かれました。

（東日本大震災災害対策調査特別委員会）

3月28日、4月12日 委員会が開かれました。

（第4次国土利用計画審査特別委員会）

3月28日、4月12日、4月22日 委員会が開かれました。

（全員協議会）

3月25日、裏面をお開きください。3月29日、4月22日 協議会が開かれました。

2. 町送付議案等の受理

当局から議案等12件が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

3. 委員会審査報告書の受理

第4次国土利用計画審査特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

4. 監査、検査結果報告書の受理

監査委員から例月出納検査結果が提出され、これを受理したので、その写しを配布しております。

5. 説明員の出席要求

本臨時会に、お手許に配布のとおり説明員の出席を求めています。

以上です。

議長（阿部 均君）これで議長諸報告を終わります。

議長（阿部 均君）ここで副町長門脇克行君から副町長就任のあいさつをしたい旨の申し出がありますので、山元町議会先例第33番により発言を許可いたします。

副町長門脇克行君、登壇願います。

副町長（門脇克行君）はい、議長。

去る平成25年3月25日に開催されました第1回山元町議会定例会におきまして議会の選任同意を賜り、4月1日付で副町長を拝命いたしました門脇克行でございます。

かけがえのない多くの命を一瞬にして奪い去った東日本大震災から2年余の月日が流れました。この間、本町におきましてはNPOやボランティア、全国各地からの応援職員を初め、国内外からの数多くの方々の献身的な活動や心温まる励まし、ご支援に支えられながら復旧・復興に向けた取り組みが懸命に進められてまいりました。ご支援を賜りましたすべての皆様に心から感謝を申し上げますとともに、議員の皆様方のご尽力、ご協力に対し深く敬意を表する次第であります。

復興を取り巻く環境は、時間の経過とともに課題も多用化し、難度も増しておりますが、今後一層さまざまな方々と力を合わせながら、より多くの町民の皆様が将来に向けて希望の持てる、そして子供たちや孫たちのために後世に誇れるまちづくりを目指して誠心誠意努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

議長（阿部 均君）続いて、副町長門脇克行君から4月1日付の人事異動に伴う課長等の紹介をいたします。

副町長（門脇克行君）はい、議長。それでは、4月1日付で職員の定期人事異動を発令したことに伴いまして、今臨時議会から新たに執行部側説明員として出席させていただくことになりました課長級職員について、私の方からご紹介をさせていただきたいと思っております。

それでは、まず議員の皆様から見て2列目、左端の方から2番目となりますが、震災復興企画課長の本郷和徳でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

同じく2列目、中央演壇の右側にありますが、危機管理室長の佐藤兵吉でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

続いて、3列目、左端となりますが、用地・鉄道対策室長の渡辺庄寿でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

同じく3列目、議長席の右斜め前となりますが、被災者支援室長の佐藤浩二でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

最後となりますが、4列目の左端、主に東部地区の圃場整備等を担当する部署として

この4月に新設いたしました農業基盤整備推進室長の渡邊武光でございます。（「よろしく願いいたします」の声あり）

以上、新たに執行部側説明員となりました5名の課長級職員をご紹介申し上げます。よろしく願い申し上げます。貴重な時間を割いていただき、まことにありがとうございます。

議長（阿部 均君）これで紹介を終わります。

議長（阿部 均君）日程第3．これから提出議案の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。改めて、おはようございます。

本日、ここに平成25年第2回山元町議会臨時会が開催され、平成25年度一般会計補正予算案を初め、各種提出議案をご審議いただくに当たり、各議案の概要等をご説明申し上げますので、議員各位の一層のご理解を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

初めに、震災復興計画に基づく主な復興事業の進捗状況についてご報告を申し上げます。

まず、災害公営住宅の建設状況等でございますが、我が町におきましては、新市街地形成の核となる新駅を中心とした新山下駅周辺地区の建設工事も比較的順調に進捗しており、去る4月1日には第1期完成分18戸の入居者に対する鍵引き渡し式を執り行ったところでございます。狭い仮設住宅等で不自由な生活を強いられている被災者の皆様が待ち望んでおられる災害公営住宅への入居が県内のトップを切ってスタートできたことは生活再建に向けた大きな第一歩であり、これからのまちづくりが本格的に始動したことを意味するものと考えております。これもひとえに浅生原地区の地権者の方々や議員各位のご理解はもとより、宮城県を初めとする関係機関のご支援とご協力のたまものであると受け止めております。

次に、宅地の造成を進めていく上では必要不可欠であります新市街地の用地取得の契約状況につきましては、昨日現在で申し上げますと、新山下駅周辺地区では地権者の76パーセント、新坂元駅周辺地区では49パーセントと、本格的な用地交渉開始から1か月足らずで既に多くの皆様からのご理解とご協力をいただいている状況であります。また、工期の短縮を図るための新たな取り組みとして設計・施工一括発注方式を採用し、盛り土造成工事が完了し次第、その一部から防災集団移転宅地の供給と災害公営住宅への一部入居を平成26年度から順次実施していくとともに、今般発注の工事を平成27年3月まで完成させ、翌平成28年春までには、すべての新市街地において戸建て住宅及び災害公営住宅への入居が計画どおり完了することを目指し、仮設から本設での生活再建に向けて、さらなるスピード感を持って取り組んでまいり所存であります。

なお、被災された皆様が生活再建に取り組まれている中で公的支援の格差が指摘されております住宅移転建設費支援等につきましては、県から使途の拡充が示された東日本大震災復興基金交付金の津波被災住宅再建支援分の有効活用を図るべく鋭意検討を進めているところであり、来月中には町独自の支援策を明らかにしたいと存じます。

さらに、人口減少の最大の要因と目され、早期の復旧が期待されるJR常磐線の復旧事業関係につきましても、JR東日本が先月末に坂元支所内に常磐復興用地事務所を開

設したところであります。いよいよJR常磐線の復旧に向け、より具体的な用地交渉等の事務が始動される体制が整いましたので、町といたしましても用地・鉄道対策室を中心に、JR東日本とより一層連携を密にし、一刻も早いJR常磐線の復旧に向け支援、協力を努めてまいり所存であります。

次に、4月12日には震災後における町民の健康や心のケアを初めとした、皆さん一人ひとりに合った医療の実現を目指すため、東北大学の東北メディカル・メガバンク機構と事業推進に関する協定を締結したところであり、今後はこの協定に基づき健康調査の周知広報活動や調査対象者の募集等に協力してまいりたいと考えております。

各種復興関連事業が本格化している状況において、これらの膨大な事務事業を支えるマンパワーの確保は不可欠であり、自治法派遣による応援職員の数は、平成24年度末は81名であったのが本年度当初段階において、北は北海道、南は宮崎県まで全国各地の51の自治体から大変温かいご配慮を賜り、総勢93名の皆様をチーム山元のメンバーにお迎えしたところであります。なお、今年度は事務事業の進捗に応じ、合理的かつ効率的な業務を遂行するための組織の再編・整備を行ったところであり、新たな組織体制のもとで特別職を含め、職員270名が一丸となって一日も早い我が町の復旧・復興に向け取り組むべく新年度をスタートさせておりますので、なお一層のご理解とご支援を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

それでは、本臨時会においてご審議をいただく各議案の概要について順を追ってご説明申し上げます。

初めに、専決処分に係る報告並びに承認関係議案についてご説明を申し上げます。

報告第2号ないし報告第4号までの専決処分の報告については、いちご団地におけるハウス等施設建設に係る施工方法に一部変更が生じたため、専決処分により変更契約を締結いたしましたので、これを報告するものであります。

報告第5号についても、坂元小学校のプール改築工事における工期延長に伴い諸経費が増額となったため、専決処分により変更契約を締結いたしましたので報告するものであります。

次に、承認第2号及び承認第3号専決処分の承認を求めることについては、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、山元町町税条例及び山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、本年4月1日から施行する必要があったことから、専決処分をしたものであります。

承認第4号については、平成24年度一般会計補正予算（専決第4号）であります。歳出予算の総務費関係においては、震災復興特別交付税及び国庫補助金の額の確定等により財源調整として財政調整基金への予算積立金の増額措置とともに、各種基金の利子積立金の増額及び山元町東日本大震災復興基金への積立金を増額措置するものであります。

土木費関係では、公営住宅建築事業費において、山下地区第2期災害公営住宅新築工事設計委託事業及び山下地区災害公営住宅造成工事第1期分の事業費確定に伴う減額措置を行っております。

また、工期の短縮及び一日も早い事業完了のため、災害公営住宅建築工事を造成工事等とあわせて発注する設計・施工一括発注方式の採用による事業計画の変更が生じたことから繰越事業費分を減額措置するものであります。

また、都市計画復興推進費における防災集団移転促進事業及び津波復興拠点整備事業の実施設計費等につきましても、災害公営住宅建築工事とあわせて発注する一括発注方式に変更することに伴い減額措置するものであります。

災害復旧費関係では、公共土木施設補助災害復旧費において事業費の確定に伴う減額措置でございます。また、漁港施設災害復旧費については、災害復旧工事に係る国への重要事項変更手続に不測の日数を要し、年度内に工事の発注までに至らなかったため減額措置をするものであります。農業用施設補助災害復旧費については、国営直轄災害及び県営災害復旧事業費負担金の確定に伴い減額措置するものであります。

なお、歳入予算については、町税及び地方譲与税の増額措置並びに震災復興特別交付税等の確定による地方交付税の増額措置に加え、災害復旧関連補助金等の確定に伴う増減措置及び震災復興関連寄附金等の増額措置を行い、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しの減額措置をした結果、歳入歳出それぞれ約13億8,000万円を減額し、総額863億7,000万円余とする補正予算として専決処分したものであります。

次に、議決議案及び同意議案についてご説明申し上げます。

議案第55号損害賠償の額を定め、和解することについては、瓦れきの撤去作業に伴う損害賠償請求の和解申し立て案件について裁判外紛争解決手続、通称震災ADRというふうに称されておりますが、これによって同意が得られたことから和解に向け、議会の議決を求めるものであります。

議案第56号土地の取得については、新山下駅前周辺地区の津波防災拠点市街地形成施設事業に係る用地取得に当たり、議会の議決を求めるものであります。

続いて、補正予算関係議案となります。

議案第57号平成25年度山元町一般会計補正予算（第1号）案についてご説明申し上げます。

歳出予算の総務費では、諸費において、先の議案第55号でご説明申し上げました瓦れきの撤去作業に伴う損害賠償請求の申し立て案件に係る手数料及び和解金を追加措置するものであります。

消費者行政については、国民生活センターの事業として実施されてきた法テラス山元の専門家派遣事業について今年度、実施主体が町に変更となりましたので事業費を追加措置するものであります。

民生費については、先の第1回議会定例会において山元町敬老祝金及び特別敬老祝金支給条例が一部修正可決されたことに伴い、支給要件変更に係る激変緩和措置としての特例支給分の祝金を追加措置するものであります。

農林水産業費については、東日本大震災農業生産対策交付金事業において国から内示があったことから、水田作物の品質保持に関する事業費を追加措置するものであります。

土木費では、公営住宅建築事業費において工期の短縮を図るため造成工事等とあわせて発注する設計・施工一括発注方式により実施することから、関連する事業費を減額措置するとともに、都市計画復興推進費においても公営住宅建築事業と同様の理由により減額措置するものであります。

下水道復旧推進費については、既設農集排管路施設安全対策事業の内示がありましたので、これに合わせ減額措置するものであります。

また、債務負担行為につきましては、設計・施工一括発注方式により実施する新市街

地整備に係る造成工事等に要する経費について、それぞれ期間及び限度額を設定するものであります。

以上、ご説明申し上げました歳出予算に見合う財源としては、県支出金及び長寿社会対策基金繰入金の増額措置とあわせ、震災復興特別交付税及び震災復興交付金基金の取り崩しを減額措置するとともに、最終的な財源調整として財政調整基金取り崩しの減額措置をした結果、歳入歳出それぞれ約 8 1 億 3, 0 0 0 万円を減額し、総額 4 7 9 億 1, 0 0 0 万円余とするものであります。

続きまして、特別会計補正予算案となります議案第 5 8 号平成 2 5 年度山元町下水道事業会計補正予算（第 1 号）案についてご説明申し上げます。

収益的収入及び支出については、農業集落排水の残管処理、残った管路の処理でございますが、これを行う既設農集排水管路施設安全対策事業の内示がありましたので、これに見合う事業費を減額するものであります。

今回の補正額は、収益的収入を約 3, 0 0 0 万円減額し、総額 6 億 3, 0 0 0 万円余に、収益的支出を約 3, 0 0 0 万円減額し、総額 6 億 1, 0 0 0 万円余とするものであります。

最後に、同意議案についてご説明申し上げます。

同意第 2 号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについては、現固定資産評価員の退任に伴い、後任者を補充選任する必要がありますことから、議会の同意を求めるものであります。

以上、平成 2 5 年第 2 回山元町議会臨時会に提出しております議案の概要についてご説明申し上げましたが、各議案の細部につきましては、さらに関係課長等に説明をさせていただきますので、よろしくご審議の上ご可決を賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）以上で提出議案の説明を終わります。

議長（阿部 均君）日程第 4. 報告第 2 号から日程第 6. 報告第 4 号を一括議題とします。

課長から説明を求めます。

産業振興課長（寺島一夫君）はい、議長。それでは、報告第 2 号、報告第 3 号、報告第 4 号の 3 件について、一括してご説明を申し上げます。

今回の専決処分につきましては、地方自治法の規定によりまして町長の専決処分事項と指定された範囲内において、それぞれ工事の請負契約について変更契約を締結いたしましたことから報告するものであります。

まず、報告第 2 号からご説明申し上げます。

報告第 2 号の 1 枚目をめくっていただきます。

専決処分書でございますが、専決処分の日につきましては平成 2 5 年 3 月 2 9 日であります。契約の目的でございますが、平成 2 4 年度産振農復請 5 号、山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第 1 団地）であります。2 番といたしまして契約金額でございますが、契約金額につきましては、当初契約額から 1 2 6 万円を減額しました 1 1 億 4, 3 2 4 万円であります。3、契約の相手方でございますが、宮城県仙台市太白区柳生 6 丁目 1 - 8、株式会社大仙仙台支店支店長大浪 洋であります。

内容につきましては、配布資料の No. 1 でご説明をいたします。No. 1 をご覧いただきました

いと思います。

ここの記載の表の1から3までは、ただいま申し上げたとおり、記載のとおりであります。4の工事場所ではありますが、山元町牛橋地内外でございます。それから、5、工事の概要ではありますが、変更分でございますけれども、大型鉄骨ハウスの基礎工につきまして、置換工の方式をとる工法と、それから地盤改良工の方式をとる2種類ございまして、置換工につきまして37.33立米を増いたしまして、地盤改良工、これはセメントをまぜて地盤を改良するものでございますが、279.92メートルを減するというような内容であります。工期につきましては、平成24年11月1日から平成25年8月26日までで、変更はございません。7といたしまして、変更の理由でございますが、栽培棟の基礎工におきまして、当初設計において概算によって基礎地盤の改良工を計上いたしておりましたが、実施に当たりまして栽培棟の建設箇所を特定いたしまして詳細な地質調査を実施したところ、その工法ごとの数量に変動が生じたものでございます。

1枚めくっていただきまして、第1団地の位置でございますが、山元インターから東の第1団地になります。この中で大型ハウスが15棟で、対象となる基礎数が総個数として1,917個ございます。

次に、3ページ目をお開きいただきたいと思いますが、標準施工図でございます。この図の中で右と左とありますが、左側が平面的な配置図になりますが、大型ハウスの基礎がこのように縦横にF1というのとF2という2種類の基礎工がありますが、この右側に記載している標準図にありますが、まず置換工といたしまして、この基礎の、コンクリートでつくられた基礎の下に碎石を入れて置きかえるという工法と、それから地盤改良工ですが、この基礎のコンクリートの下をセメントをまぜて地盤を強化するという2種類がございます。これにつきましてはハウスの自重を支えるものになりますので、耐荷重が地耐力として5トン平米以下の場合に沈んで不同沈下が起きるといようなことから、基礎地盤の下を強化するといようなものでございます。

当初、置換工につきましては、この図面の斜線で入っておりますけれども、4センチから84センチで計画していたものが30センチから90センチの深さに変更になる。それから、地盤改良工につきましては、この地盤の下に黒く表示してある部分でございますが、これについて1メートル50から2メートル40ぐらいのものを1メートルから2メートルに変更するという内容と、それから場所によっては、この置換工と地盤改良工を交換するといようなことがあります。1メートルの深さで、1メートルより浅い場合には置換工の、掘って碎石を投入して、その上に基礎を乗せる、1メートルより深いところまで改良しないと地盤の不同沈下が起きる場合には、この地盤改良工というセメントをまぜた安定処理をしていくといことで、これを比較いたしますと、1メートルで、以上の場合には置換工、それ以上深い場合には地盤改良工の方が経済比較をして有利だといようなことから、このように変更をしたものでございます。

内容的には以上でございます。

次に、報告第3号でございます。報告第3号につきましては、専決処分の日は報告第2号と同様であります。次に、契約の目的であります。平成24年度産振農復請6号、山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第2団地）であります。契約金額でございますが、231万円増の14億3,556万円であります。契約の相手方ではありますが、

愛知県豊橋市若松町字若松146、イシグロ農材株式会社、代表取締役石黒 功であります。

概要につきましては、配布資料のNo.2をご覧くださいと思います。

No.2、1から3の契約の目的から契約額までにつきましては、記載のとおりであります。4の工事の場所ではありますが、次ページをお開きいただきますが、山下小学校からたけだ魚屋さんを下って早坂商店までに至る間に農免道路がございますが、その交差点部から東側で、この町道の南、北のハウスが対象となります。大型ハウスの棟数が15棟で、総基礎数が2,296個ございます。

工事の概要につきましては、報告2号と同じでございますが、置換工で136.05立米の減、それから地盤改良工につきましては448.6メートルの増ということでございます。6の工期につきましては報告第2号と同様であります。それから、変更内容も同様であります。

3ページに標準図をお示ししておりますけれども、同じように深さ、それからタイプの変更というようなことでございます。

次に、報告第4号でございます。専決処分の日ではありますが、報告2号と同様であります。契約の目的でございますが、平成24年度産振農復請7号、山元町いちご団地ハウス等施設建設工事（第3団地）であります。契約金額ではありますが、493万5,000円増の15億5,368万5,000円であります。契約の相手方ではありますが、宮城県仙台市青葉区北根3-21-23、潮レジデンス403号、サンキンB&G株式会社農芸施設事業部仙台営業所、所長諸岡勝雄であります。

概要につきましては、配布資料のNo.3でございますが、報告第2号と同じように、1から3までの項目については記載のとおりであります。4の工事場所ではありますが、笠野地内ということで、2枚目、めくっていただきますが、町の清掃センターがある箇所から北に広がる農免道路より東側の区域であります。ハウスにつきましては18棟、基礎総数が2,521個ございます。工事の概要ではありますが、置換工につきましては121.93立米の増、そして地盤改良工につきましては484.4メートルの増ということでございます。工期、変更理由につきましては第2号と同様であります。

以上であります。

議長（阿部 均君）報告第2号、報告第3号、報告第4号専決処分の報告について（工事請負契約金の金額の変更）を終わります。

議長（阿部 均君）日程第7. 報告第5号を議題とします。

課長から説明を求めます。

学務課長（菅野寛俊君）はい、議長。報告第5号専決処分の報告についてをご説明申し上げます。

地方自治法第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

議案書2枚目が別紙の専決処分書でございますが、お手元に配布しております資料No.4、議案の概要によりご説明いたします。

本案件は、第1回議会臨時会で工事請負契約の締結をお認めいただきました坂元小学校のプール改築工事におきまして、工期の延長に伴い諸経費が増額となりましたことから、変更契約を締結するに当たり専決処分したものでございます。

項目及び内容についてご説明いたします。

1. 契約の目的は、平成23年度(繰)3号山元町立坂元小学校プール改築工事です。
2. 契約の相手方は、仙台市青葉区上杉五丁目3番36号、株式会社熊谷組東北支店、執行役員支店長洪川 智です。3. 契約金額ですが、現契約8,914万5,000円、変更で9,025万1,700円となり、増額が110万6,700円、いずれも消費税含む金額でございます。4. 工事の場所は、山元町坂元地内、坂元小学校の校舎東側となります。5. 工事の概要につきましては変更ございません。6. 工期でございますが、現契約で平成25年2月4日から平成25年3月29日までとしておりましたものを、変更で平成25年6月21日まで延長したものでございます。7. 変更理由ですが、工期の延長に伴い諸経費が増額となったものでございます。

補足説明をさせていただきますが、建築工事におきましては平成23年度から共通仮設費率及び現場管理比率の算定式の変数に工期が追加されております。3月補正におきまして当該事業の繰越明許費をお認めいただいたところであり、実質的な工期を確保するため工期を延長したことにより諸経費が増額となったものでございます。

以上の説明をもちまして報告第5号の報告といたします。

議長(阿部 均君) 報告第5号専決処分の報告について(工事請負契約金額の変更)を終わります。

議長(阿部 均君) 日程第8. 承認第2号を議題とします。

課長から説明を求めます。

税務納税課長(平田篤司君) はい、議長。承認第2号山元町町税条例の一部を改正する条例につきましては、皆様に配布させていただいております資料No.5で条例議案の概要を説明させていただきたいと存じます。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されることに伴い、山元町町税条例の一部を改正したので、3月31日に専決処分をいたしましたので承認を求めらるものでございます。

主な改正内容を申し上げます。

まず、(1)として寄附金税額控除の是正措置でございますが、平成25年から新たに復興特別所得税が課税されることに伴い、個人住民税のふるさと寄附金に係る特別控除額が見直しされたことによる改正でございます。

(2)の延滞金の割合等の特例割合の見直しが行われたことによる改正でございます。

今回の改正は、国税の見直しにあわせ地方税の延滞金、還付加算金が引き下げられたことによる改正であります。改正前の特例基準割合は公定歩合に4パーセントを加算した割合でしたが、今回貸出約定平均金利に1パーセントを加算した割合に改正され、早期納付を促すために延滞金では特例基準割合に7.3パーセント、1か月以内には1パーセントを加算した率とする改正が行われたものでございます。また、延滞金の1か月以内及び徴収猶予以外には特例基準割合の適用がありませんでしたが、今回の改正で延滞金にも特例基準割合の措置が創設されました。今現在の、ただいま申しました貸出約定平均金利ですけれども、前々年度の10月から前年の9月までの金利の平均金利を12で除した額となりますが、これにつきましては、平成23年10月から平成24年9月までで、今1.0となっておりますので、それに1パーセントを足した2パーセント

が特例基準割合ということになっております。

(3) の個人町民税の住宅借入金等特別控除の延長・拡充が行われたことによる改正でございます。現行制度は、平成21年の改正において居住年が平成21年1月から平成25年12月までとなっておりますことから、今回の改正において4年間延長され、平成29年12月までの適用となりました。

(4) 番の東日本大震災に係る被災者居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例の明文化についての改正でございます。これにつきましては、読みかえ部分を表にまとめ、その情報がどう読みかえられているかわかりやすいよう規定の整理が行われたことによる改正であります。また、譲渡期限ですが、現在の条文では現行3年となっておりますが、これを7年を経過する日の属する12月31日までと、その延長が講じられました。2の施行期日でございますが、平成25年4月1日から施行と。

以上、今回の改正の主なものをご説明申し上げましたが、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。説明を終わります。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。結果、どうなるのかということを確認したいと思います。(1)では特別控除の見直し、その見直しの内容にどのような見直し、悪く見直されたのか、よく見直されたのかというようなことについての説明が本当は欲しかったんですが、その辺についての、どのように受け止めればいいのか、お伺いします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。寄附金の関係でございますが、これにつきましては、地方公共団体にふるさと寄附金を行った場合、所得税の寄附金控除と個人の住民税の寄附金控除額によりまして寄附金の額のうち2,000円を超えるものについては全額控除できる仕組みになっておりますが、所得税で寄附金控除の適用を受けた場合、所得税を課税標準とする復興特別交付税額が軽減されることから、個人住民税の税額控除分から復興特別所得税分の2.1パーセントの額を差し引いて控除することになりまして、寄附金の控除額については変わらないと。ただ、制度上の問題で復興特別所得税が入った分をお互いで調整し合うという内容でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。1番は例として言ったわけで、2番目はどうなるの、3番目はどうなるのということも含めて聞いたつもりなんですけど、よろしくお伺いします。だから、要は、よくなったのか、悪くなったのかという細々としたものを聞いても、私はわかるんですが、わかるように説明してください。

税務納税課長（平田篤司君）はい。失礼いたしました。延滞金につきましては、平成11年度の税制改正におきまして公定歩合の方を適用すると、特例分についてはそういうことになっておりましたが、それらにおいてもまだ金利がこれだけ低金利時代だということで今回の見直しになっておまして、一般には延滞金につきましては納期内の、完納するかどうか、納期内に納めている方とそれの税の負担の公平性を鑑みたときに延滞金をいただくという制度でございますので、それらについてはそのまま続行されるわけですけども、これだけの低金利だということから率を大幅に見直すと、下げるということでございます。

次に、個人の住宅ローンの関係でございますけれども、これにつきましても平成25年12月までというものになっていましたので、これもやはり住宅ローン、このまま

だ続けていくと、控除の分をですね。そういうことから4年間の延長がなされたということになりますから、それだけ納税者有利と考えていいと考えております。

あと、4番目にご説明申し上げました災害居住用財産の譲渡の関係でございますが、これにつきましても、先ほど言いました現行3年だったのを平成7年まで、経過する日まで延長になったということですから、できるだけそれらの適用を受けられると。これにつきましては、譲渡所得の3,000万円の特別控除がまた延長されたということになります。以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第2号専決処分の承認を求めることについて（山元町町税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第9. 承認第3号を議題とします。

課長から説明を求めます。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。承認第3号山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてご説明を申し上げます。

皆様のお手元にあります資料No.6で条例の概要等をご説明させていただきたいと思っております。

地方税法の一部を改正する法律が公布され、4月1日から施行されたことに伴い、山元町国民健康保険税条例の一部を改正し、3月31日に専決処分いたしましたので承認を求めるものでございます。

主な改正内容でございますが、保険税軽減制度に係る特例の改正であります。軽減を受けている特定世帯について従前と同様の軽減措置を受けることができるよう特定同一世帯所属者を含め軽減対象基準を算定している措置について5年限りとなっていたものを、期限を切らない恒久措置をする地方税の改正がありましたことから、同じく改正するものでございます。

続いて、2番ですが、単身世帯、特定世帯の平等割の激減緩和措置の期間の延長に改正でございます。国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行することにより単身世帯、特定世帯となっているものについて、5年間、世帯平等割額を2分の1にする措置がとられておりますが、5年経過後の急激な負担増を避けるため激減緩和のための措置とし

て、移行後6年目から8年目までの間にある世帯に対して世帯別平等割額を4分の1軽減する措置が追加されたものでございます。施行期日ですが、平成25年4月1日からと。

ご承認賜りますようお願い申し上げまして説明とさせていただきます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第3号専決処分の承認を求めることについて（山元町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は11時5分といたします。

午前10時54分 休憩

午前11時05分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）日程第10、承認第4号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、承認第4号専決処分の承認を求めることについて、ご説明いたします。

まず、承認第4号をご覧いただきたいと思いますが、平成24年度山元町一般会計補正予算を地方自治法の規定に基づきまして専決処分いたしましたので、これを報告いたしまして承認を求めるものでございます。

1枚おめくりいただきたいと思いますが、専決処分書でございます。

平成24年度山元町の一般会計補正予算は、急を要するので、地方自治法の規定により別紙のとおり専決処分しております。日付は25年の3月31日ということで、年度内に専決をしたということで最小限の範囲での専決となっております。

さらに、もう1枚おめくりいただければと思います。

平成24年度山元町一般会計補正予算（専決第4号）でございます。

今回の補正の規模でございますが、第1条をご覧いただきたいと思いますが、13億8,518万5,000円を減額してございます。その結果、歳入歳出の総額が863億7,

211万1,000円ということになってございます。あわせまして地方債の補正も行ってございます。

それでは、11ページ、歳出の方からご説明させていただきます。

11ページ、お開きいただければと思います。

3、歳出でございます。第2款総務費第1項総務管理費でございます。5目の財産管理費でございますが、積立金を7,600万円ほど計上してございます。こちらにつきまして、上の3つ、財政調整基金、減債基金、震災復興基金の利子につきましては、利子のいわゆる運用益の変更・移動がございましたので、その増額分を計上してございます。

その下でございます。財政調整基金の予算積み立てということで7,500万円ほど計上してございます。こちらにつきましては、財源調整を行いまして、これも若干後ほど触れますが、震災復興特別交付税が増額になったこと、及び法人町民税が税収は増になったこと、これにあわせまして一般財源が積み上がりましたので財政調整基金の予算積み立てを7,000万円ほど行っているというものでございます。

その下でございます。震災復興基金の予算積み立てということで110万円ほど計上してございます。これは3月補正の締め切り後に寄附があったものでございまして、11件、件数としては11件を積み立てているものでございます。

続きまして、民生費をご覧いただきたいと思えます。児童福祉費でございます。児童福祉総務費でございまして、93万4,000円を子育て支援基金の予算の積み立てを行ってございます。これは、先の3月議会におきまして基金条例ができました子育て支援基金につきまして、これも3件ほど追加で寄附があったということから今回、増額補正ということになってございます。

続きまして、農林水産業費でございます。農業費、農業復興推進費でございます。負担金補助及び交付金といたしまして5,400万円ほど、こちらは減額してございます。こちらの減額につきましては、東日本大震災農業生産対策交付金、こちらいわゆるイチゴ栽培のハウス関連の補助でございまして、こちら補助額、事業費が確定いたしましたので、これにあわせまして5,400万円ほど、歳出も減ということになってございます。

続きまして、土木費でございます。住宅費、公営住宅建築事業費をご覧いただきたいと思えます。こちら委託料で約6億円、工事請負費で1億6,500万円ほど減額してございます。こちら内訳を申しますが、まず委託料の山下地区の住宅建築測量設計業務委託料1,600万円及び、工事請負費の方をご覧いただきたいと思えますが、工事請負費の方の山下地区住宅造成工事請負費減、5,900万円減、この二つの減につきましては、山下地区の災害公営住宅の建設がある程度事業費が固まったということから、いわゆる請差として単純に減額をしているものでございます。その他の減額とはここは性質が違いますので、ご留意いただきたいと思えます。

そのほかの減でございしますが、こちらにつきましては、いわゆる災害公営住宅及び市街地、新市街地の造成に伴いまして設計・施工の一括発注方式、これをとることによりましていわゆる予算の組み替えを行っている、そういったものでございます。

具体的に申しますと、当初の段階の予定では24年の繰越予算、今回の専決に上がっているものでございます。その繰越予算と25、26の予算で、いわゆる分離発注とい

う形で施工する予定でしたが、今回、やはり工期を短縮して一日でも早い新市街地の造成及び災害公営住宅の入居を図るという趣旨から、いわゆる設計・施工を一括して発注いたすということで、25、26の2年間の事業として、この一括発注方式を採用するというに伴いまして予算の組み替えを行っているものでございます。

個別にご説明いたしますと、委託料の坂元地区住宅建築測量設計業務委託料、こちら3億円ほど、3億3,000万円ほど減額してございます。こちらもいわゆる24年の繰越予算から25、26以降の予算にこれを送って予算の調整を行っているものでございます。

その下、三つでございます。山下、宮病、坂元地区の3地区の住宅造成工事の測量設計業務委託料でございます。こちら1億6,000万円、3,400万円、3,100万円ということで、こちら24年度予算を減額いたしまして25年度の予算に振りかえるという作業を今回専決で行っていると、そういう補正内容でございます。

その下でございます。駐車場の設計業務委託料でございますが、山下地区、坂元地区、両方とも1,500万円、1,200万円ということで、こちら24年度の予算から減額措置をしているということでございます。

続いて、工事請負費でございます。工事請負費につきましても、先ほど説明しました山下地区を除けば、坂元地区につきましてもは約1億円ほどを減額いたしまして、25、26予算に振りかえるということの減額でございます。これらを合わせまして約7億円ほど、今回土木費の住宅費におきまして減額補正をしているものでございます。

これと同じ趣旨でございますが、その下、土木費の都市計画費、こちらにつきましても委託料で1億5,000万円ほど減額してございます。こちらと同じ趣旨でございます。一括発注方式をとることに伴いまして24年の繰越予算から25及び26へ予算を振りかえると、そういった手続でございます。

防災集団移転の促進事業の業務委託料及び津波復興拠点整備事業の業務委託料、これらにつきましても、それぞれ7,000万円、約8,000万円ほどを25年の予算に振りかえるということから24年予算を減額してございます。

なお、この設計・施工一括発注につきましても、補正予算の審議の際に詳しく説明する予定でございます。

続きまして、教育費をご覧いただきたいと思っております。

教育総務費、事務局費でございます。積立金といたしまして220万円ほど計上してございます。これはいわゆる奨学基金の返還があったということで、3月末時点での回収額が確定したことから今回の専決に計上しているものでございます。

続いて、災害復旧費でございます。公共土木施設災害復旧費でございますが、こちら工事請負費で1億2,000万円ほど、こちら減額してございます。こちら事業費が確定いたしました。いわゆる請差が生じたので、その分を減額してございます。本来であれば補正予算に計上すべきところではございましたが、間に合わなかったということから今回、専決での対応とさせていただきます。

その下、漁港施設災害復旧費でございます。3億3,000万円ほど減額してございます。こちらにつきましても災害復旧……、工事請負費の減ということで、こちらは国の査定が入りまして、その後、いわゆる重要事項の変更が相次ぎまして、なかなか工事契約ができなかったということから年度内発注が難しくなったということで、これは2

4年度予算を全額落としまして、25年度以降の予算で早急に着手するという事に判断いたしましたものから、こちら3億3,000万円を減額する、そういうものでございます。

おめくりいただきます。13ページになるかと思えます。

同じく災害復旧費でございます。農林水産業施設の災害復旧費でございます。こちら1,300万円ほど負担金を減額してございます。こちらは国営農地災害のいわゆる負担金でございます。3月補正で実は増額計上いたしました。その後、負担金の徴収がいわゆる各年度ではなく事業の終了後、この事業で申しますと27年度に負担金を徴収するという通知が入ったものですから、今回24年度分については減額するという事で、1,300万円ほど減額してございます。

以上が歳出の内容でございます。

あわせて歳入をご説明いたします。

7ページをお開きいただければと思えます。

7ページ、歳入でございます。これは主なものをご説明いたします。

まず、一番上、第1款町税、町民税でございます。法人町民税の現年課税分につきまして5,000万円ほど増額計上してございます。こちらにつきましては、いわゆる復旧事業が盛んに進められているということから、各法人が現場事務所を設置していると、その増が見込まれるということから5,000万円ほど計上してございます。こちらにつきましても本来であれば3月補正で間に合うというのが通常ではございますが、やはり決算期の状況によりまして3月補正の締め切りまでに税収が固まらなかったということから今回、専決での計上となったものでございます。

続きまして、地方譲与税について、地方揮発油譲与税、その下の自動車重量譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、次のページにまいりまして、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金、こちらにつきましては国及び県から確定額が来たことに伴いましての補正でございますので、詳細は、説明は省略させていただきます。

続いて、8ページの第10款地方交付税をご覧いただきたいと思えます。こちら地方交付税につきましては、2億800万円ほど今回専決で増額してございます。こちらも確定値が決まったということからでございますが、普通交付税で約600万円、特別交付税で5,200万円、震災復興特別交付税で1億4,900万円ということで、このぐらいの額、多目に地方交付税が配分になったということから専決に入れているものでございます。

続いて、国庫支出金でございます。国庫負担金、災害復旧費国庫負担金でございますが、まず公共土木施設災害復旧費負担金といたしまして2億1,000万円ほど計上してございます。これはいわゆる公共土木施設の災害復旧費の負担金につきまして、いわゆる補助率がかさ上げになったということ、当初は66.3パーセントに見込んでいたものが100パーセント、10分の10になったということから、その分を積み上げるものでございます。

その下、漁港施設の災害復旧費の負担金でございますが、先ほどご説明いたしました磯浜漁港の件につきまして年度内での発注ができなかったことから歳入につきましても今回減額すると、そういうものでございます。

おめくりいただきたいと思います。9ページでございます。

9ページの県支出金及び財産収入及び寄附金につきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたので、その歳入見合いで歳出も組んでいるということから、ここは説明は省略させていただきます。

では、18款繰入金をご覧くださいと思います。基金繰入金でございます。財政調整基金の繰入金といたしまして約6億円ほど、これ減額してございます。財政調整基金を取り崩しを減額してございます。こちらは先ほども触れましたが、法人町民税がふえた、及び震災復興特交等が増額で交付されました。さらに国庫補助率のかさ上げもございました。それによりまして一般財源が積み上がったということから財調の取り崩しを一旦、こちら専決では取りやめまして減額してございます。

その下、震災復興交付金の基金の繰入金でございます。先ほどご説明しましたとおり、一括発注に伴いまして24年度から25、26以降に振りかえた分がございまして、事業費が落ちましたので、それに合わせて震災復興交付金の基金の取り崩し額も変わるというもので、7億円ほど減額してございます。

その下でございます。諸収入でございます。預金利子で260万円ほど計上してございます。こちらは震災復興交付金等で町に多額の交付金が入っているということから、そちらを運用してございます。その運用益が固まりましたので260万円ということ計上してございます。

続いて、10ページをご覧くださいと思います。

諸収入で貸付金収入、こちらにつきましては、先ほど歳出でもご説明いたしました奨学基金の貸付金の回収の増ということで、歳入もこちらに計上してございます。

歳入の最後になります。町債でございます。土木債につきまして、いわゆる公営住宅建設事業債、約9,800万円を減額してございます。こちらは一括発注に伴いまして事業費、24年分の事業費が縮小したことから起債の打ち幅が減ることでの減額でございます。

最後になります。4ページをお開きいただければと思います。

地方債の補正もご説明いたします。変更でございます。災害公営住宅の建設事業といたしまして、補正前は3億3,340万円を計上してございました。それを2億3,520万円に限度額を減額してございます。これも先ほどご説明しましたとおり、設計・施工一括発注に伴いまして予算の組み替えをしたことから今回、この幅が小さくなったということでございます。起債の方法、利率等につきましては、補正前、補正後、特に変更はございません。

以上が承認第4号でございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。歳入、7ページの法人町民税の増なんですけど、これはいつの、確認できた時期というのは、いつごろ大体このくらい入るといいうことになったのか、確認できた時期というのはいつと考えていいのか、お伺いいたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。当初予算の作成段階である程度は見込んでおりましたが、法人町民税はご承知のとおり中間納付もございまして、それらもありまして、特にまた3

月決算の分については5月末まで、2か月間以内に納付するというようなことがありまして、歳入関係も若干怖いところがあるということから今回の補正に計上という形になりました。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。詳細にわたっての確認できた時期というのはそういうことだと思うんですが、大体この復興、かなりの事業がこの町で展開されているということから、この辺は前からの説明でもこの法人関係についてはふえていて。これは当初の説明のときにもこうあったわけですが、そうしたことから考えたときに、この増、想定されたこの増に関して当初予算でどの程度考慮されたのか、あるいはしていないのか、お伺いいたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。当初予算においても、3月当初予算においてもそれらを見込んで計上させていただいております。額につきましては、ただし工事現場事務所の増が主なものですから、内輪にみているというのが現状でございます。大体、7割程度で予算を見込んでございます。以上でございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。細かいことになるのかもしれませんが、見込んでいたようだったんですが、当初では4,600万円、法人税割ということでもいいんですね。とすると、その前年度はもっと、今7割増しと言ったのか、7割程度を見込んだと言ったんだよね。この数字から見ると、もっと反映されてもよかったのではないかなと思うんですが、その辺の考え方についてお伺いいたします。

税務納税課長（平田篤司君）はい、議長。先ほども言いましたが、6か月以上で初めて法人町民税の課税対象になるということもありまして、途中でその法人が、大きいところの法人さんも仕事が終わって現場事務所がなくなるといった場合には、またこれ大きな変動になるということから、ただ実績のみというのもちょっと怖いところがございますので、その辺で今、先ほどご説明いたしました7割程度という内輪に見ているということでございます。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。そのおっかないところがあるっていうことなんです、これはもう何百億という事業をここの町で展開しているわけで、そのごまかしがない限りは、ある程度予想できるのではないかなと思うんですが、その辺の考え方についてもっとこう、というのは、結果として5,000万円、法人税、この5,000万円というのは非常に大きな町の自主財源というふうになるわけで、これらの使い方というのが非常に大事になってくると思うんですね。自由に使える金ということになるわけですから、やっぱりその辺をもう少し、今はもろもろ、どんどんそういった支援関係については国の方でも緩く見てきて対応するような方向は見られるんですが、やはり町独自でもっともっと真剣に考えて、今の被災した方々の現状をもっと受け止めるならば、こうした金の使い方というのは非常に重要であるし、大切なものになってくると思うんですね。やっぱりその辺をしっかりと考えていって、少しでもその被災者の皆さんが明るくなるような話題提供を、こういう事実があるのであれば、やっぱりそういったものを伝えていって、そして少しでも明るくさせるような施策というのは、対応というのは非常に重要になってくるかなと思うんですが、その辺については町長の方からお伺いいたします。その辺の考え方について。

町長（齋藤俊夫君）はい。この歳入の確保につきましては、課税客体の規制といいますか、タイムリーな把握に引き続き努める中で、できるだけ早い機会に予算計上できるようにまず

努めていかななくてはいけないというふうに思っております。これまでも交付税関係につきましては、遠藤議員からのご指摘も踏まえて、できるだけ早い時期に計上してきているというふうな状況もあるわけでございます。さらに、そういう早期の確保、あるいは早期の計上という中で町が抱える諸課題解決に向けて積極的な財政運営に努めてまいりたいというふうに思いますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから承認第4号専決処分の承認を求めることについて（平成24年度山元町一般会計補正予算・専決第4号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、承認第4号は原案のとおり承認されました。

議長（阿部 均君）日程第11. 議案第35号を議題とします。

本案件は、3月4日、第4次国土利用計画審査特別委員会に付託し、平成25年第2回定例会まで延長し、審査をしておりましたが、審査が終了し、第4次国土利用計画審査特別委員会委員長から報告書が提出されましたので、委員長から報告を求めます。

第4次国土利用計画審査特別委員会委員長青田和夫君、登壇願います。

第4次国土利用計画審査特別委員会委員長（青田和夫君）はい、議長。それでは、第4次国土利用計画審査特別委員会報告書。お手元に配布しております委員会審査報告書をもって報告いたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

委員会審査報告書。本委員会は、平成25年3月4日に付託された事件の審査の結果、次のとおり決定したので、山元町議会会議規則第76条により報告いたします。

記。事件の番号、議案第35号。事件名、山元町第4次国土利用計画について。審査の結果、別紙修正案のとおり修正可決すべきもの。

別紙をご覧ください。

今回の修正の内容ですが、6ページ、町土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標において数値及び字句を変更・追加する。1. 平成23年度の面積及び構成比を加える。2. 平成30年における目標の概要の内容を修正する等。

7ページ、東部地域の内容を次のとおり加える。

1. 「防潮堤、防災林、緑地」の後に「の整備及び避難施設としての築山」の字句を加える。2. 「山元町の温暖な気候を生かし」の後に「地域に合った都市」の字句を加える。3. 「津波を後世に伝える」の後に「遺構を核とした」の字句を加える。

8 ページ、中央地域の文末に次のとおり文章を加える。「さらに町内外の交流人口増加、にぎわいを創出するため、東部地域、西部地域の交流施設を結ぶ核となる交流拠点施設の整備を図る」。また、詳細については新旧対照表の newly 赤字で記載しておりますので、ご参照願います。

以上が、今回、議案第 35 号山元町第 4 次土地利用計画についての修正案の内容となっております。

以上、報告とさせていただきます。

平成 25 年 4 月 22 日、山元町議会議長阿部 均殿、第 4 次国土利用計画審査特別委員会委員長青田和夫。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから委員長報告に対する質疑を行うわけですが、第 4 次国土利用計画審査特別委員会は議長を除く全員が所属しておりますので、質疑は山元議会先例 85 番により省略します。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。討論は山元町議会先例 88 番によって、原案賛成者、原案反対者、修正案賛成者の順に行います。

まず、原案に賛成者の発言を許します。原案に賛成の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）原案に賛成者の討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）次に、原案に反対者の発言を許します。原案に反対者の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）原案に反対の討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）次に、修正案に賛成者の発言を許します。修正案に賛成の発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）修正案に賛成の討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで討論を終わります。

議長（阿部 均君）これから議案第 35 号第 4 次山元町国土利用計画について採決します。

本案に対する委員長報告は、修正可決すべきものです。

まず、委員長報告の修正案について、起立によって採決します。

本修正案に賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（阿部 均君）起立多数です。

よって、修正案は可決されました。

次に、ただいま修正議決した部分を除く原案について採決します。

お諮りします。修正議決した部分を除く部分については原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、修正議決した部分を除く部分は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第12．議案第55号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

まちづくり整備課長（森 政信君）はい、議長。議案第55号損害賠償の額を定め、和解することについてをご説明申し上げます。

下記のとおり、震災ADRの損害賠償請求に関し、損害賠償の額を定め、和解することについて議決を求めるものでございます。

提案理由からご説明申し上げますので、裏面をご覧ください。

提案理由、平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う津波の影響を受けた農地内において瓦れき以外のトラクター等の有価物撤去に係る損害賠償請求に関し、損害賠償の額を定め、和解したいので、地方自治法の規定により提案するものでございます。

議案の表にお戻りください。

記。1．相手方は記載のとおりでございます。2．事案の概要でございます。平成23年3月11日発生の東日本大震災に伴う津波の影響を受けた農地内で瓦れき以外のトラクター、機材、その他有価物を撤去したことについて、町に落ち度があったとして損害賠償を請求されたものでございます。

本案件は、平成24年12月29日に仙台弁護士紛争解決支援センターから和解あっせんがあり、当町の顧問弁護士と和解条件について相談し、折衝したところ、平成25年4月15日に、相手方に対し、金300万円を支払うことで和解が成立いたしました。本件にこれまでの2年という期間を要したことについては、この時期に対応職員が不足し、瓦れき処理監督業務をコンサルタントに委託するなど、震災復旧業務に忙殺されるとともに、相手方の要求に対する補償内容の方向性、因果関係の明確化に時間を要してしまいました。深くおわび申し上げます。

3．損害賠償の額、その他の和解条項につきましては、本記載のとおりとなります。

以上で、議案第55号のご説明とさせていただきます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第55号損害賠償の額を定め、和解することについて採決しま

す。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第55号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第13．議案第56号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

用地・鉄道対策室長（渡辺庄寿君）はい、議長。それでは、議案第56号土地の取得についてご説明を申し上げます。

議案の概要につきましては、皆様のお手元に配布しております資料No.7でご説明をさせていただきます。

地方自治法第96条第1項第8号及び山元町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上かつ5,000平方メートル以上の土地取得について議会の議決を要するので提案するものでございます。

1．取得の面積ですが、山元町都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業、新山下駅周辺地区の用地として取得するものでございます。

2．取得の内容でございますが、議案に記載しておりますが、浅生原字新田地内33筆、浅生原字新館東地内20筆の計53筆でございます。詳細については記載されているとおりでございます。53筆で、数量が15万533.04平方メートル、取得価格、4億6,465万2,556円、対象者は24名となります。

以上で土地取得についてのご説明といたします。

どうかご可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第56号土地の取得について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第14．議案第57号を議題とします。

課長から説明を求めます。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。それでは、議案第57号をご説明申し上げます。あわせてまして補正予算附属説明書もご覧いただければと思います。

議案第57号でございます。今回の補正規模でございますが、歳入歳出それぞれ81億3,688万5,000円を減額いたします。その結果、歳入歳出の総額が479億1,926万8,000円とする補正となっております。あわせて、債務負担行為の補正及び地方債の補正も行っているものでございます。

それでは、歳出の方からご説明させていただきます。

8ページをお開きいただければと思います。あわせて、附属資料説明書の1ページ以降もご覧いただければと思います。

総務費、総務管理費でございます。諸費につきましては、今、先ほどご可決いただきました震災ADRに伴います和解金及びその事務手数料でございますので、300万円ほどということで詳細は省略させていただきます。

続きまして、消費者行政費でございます。附属資料の1ページをご覧いただきながらと思います。報償費で700万円ほど、旅費で60万円ほど、こちら計上してございます。こちら補正理由をご覧いただければと思いますが、いわゆる法テラス山元の専門家派遣事業でございます。弁護士や税理士などを派遣する事業でございます。こちらにつきまして24年度までは、いわゆる国民生活センターによる事業でございましたが、25年度、本年度から町の事業になったということから今回、町の予算に計上するものでございます。ただ、こちら、本来であれば当初予算に計上すべきところでしたが、対応が遅れまして今回の補正予算に計上となったものでございます。なお、財源につきましては、県の基金取り崩しによりまして10分の10の範囲内でやるものでございます。

続きまして、民生費をご覧いただきたいと思います。社会福祉費、老人福祉費でございます。報償費で360万円ほど計上してございます。これはいわゆる敬老祝金の増でございます。先月の3月議会におきまして山元町の敬老祝金に関する条例が修正可決になったと。その際、いわゆる90歳から98歳及び101歳から105歳までの方に3年間一定額を支給するという、いわゆる激変緩和措置が対応としてされましたので、それに伴いまして予算が不足いたしますので、その分を今回の補正で増額補正するものでございます。360万円ほどでございます。

続きまして、農林水産業費でございます。農業費、農業復興推進費でございます。資料の説明書でございますと2ページになろうかと思っておりますので、ご覧いただきながらと思います。東日本大震災農業生産対策交付金といたしまして800万円増額補正してございます。こちら、いわゆるセシウムの吸着剤としての塩化カリウムの散布につきまして国の方から内々示があったということから今回、計上してございます。いわゆる出穂期前に散布が必要ということでの今回の補正となっております。対象面積等、ご覧のとおり531ヘクタールということで、こちらについて今回内示があったことでの予算化でございます。

続きまして、土木費でございます。住宅費、公営住宅建築事業費といたしまして、まず委託料が5,200万円ほど増額で計上してございます。おめくりいただきまして、9ページは工事請負費が7億8,000万円ほどの減額となっております。こちらにつきましては、先ほど専決でも申し上げましたが、いわゆる工期の短縮を図りまして一日でも早く災害公営住宅の入居を図ることから、設計・施工一括発注方式をとることによりまして今回、予算の調整を図っているものでございます。

内容についてご説明いたしますが、附属資料の3ページから4ページもお開きいただ

きながらご覧いただきたいと思えます。

補正理由でございます。今若干ご説明いたしました、いわゆる入札不調によりまして山下地区も含めた災害公営住宅の建築工事の遅れが生じております。今後、各市町村で膨大な復興事業が一斉に発注されることが想定されると。そういうことから、さらなる入札不調が懸念される状況でございます。こういう状況を打破するために今回、いわゆる山下、宮病、坂元地区の3地区におきまして、災害公営住宅及び新市街地造成につきまして設計と施工をセットで一括で発注いたしまして、工期の短縮も図りながら、確実な落札も確保しながら今回、早期の復旧・復興を図るといものが今回の補正理由となっております。

補正の内容を説明いたします。

予算書の方の8ページの委託料ですが、今回、山下地区、宮城病院地区、坂元地区、それぞれ建築測量設計の業務委託料、1億1,000万円、2,600万円、3,100万円ほど、これは減額してございます。これは25年度予算を減額しまして、26予算へ振りかえるものでございます。この合計が1億7,300万円でございます、その額がこの3ページの委託料の建築設計費の今回補正額1億7,300万円と突合するというものでございます。今回の建築設計費の規模については、ご覧のとおり、各地区、各戸数、このような計算のもとに今回の補正額を算出している、そういうものでございます。

それでは、予算書、おめくりいただきまして、9ページでございます。

こちら、造成の工事の測量設計費でございます。山下地区、宮城病院地区、坂元地区、こちら、1億6,000万円、3,400万円、3,100万円、こちらは増額をしてございます。合計で2億2,600万円余りでございまして、こちら、3ページの下の造成設計費の今回補正額2億2,600万円、こちらと突合いたします。こちらは先ほど専決でご承認いただきました24年度分で落とした分をそのまま25年予算に今回、振りかえていると、そういうような補正内容でございます。

以上が業務委託料でございます。

続きまして、工事請負費でございます。附属資料は4ページをご覧いただきながらと思えます。

工事請負費全体で7億8,000万円ほどの減額をしてございます。こちら、予算書をご覧いただきますと、山下地区、坂元地区の住宅建築の工事請負費、これは増額してございます。これは現年度予算を増額してございます。5億8,000万円、1億3,000万円余りということで、合わせまして7億2,000万円、この数字が、この4ページの2段目になるんでしょうか、建築工事費といたしまして今回補正額、7億2,000万円余りということで、こちら、各地区の戸数等もこのようなもとで計算をした結果でございます。こちらが建築工事費でございます。

続いて、住宅の造成工事請負費、これも3地区につきまして、予算書で申し上げますと、8億6,000万円、1億4,000万円、4億9,000万円、これは減額してございます。こちらは25予算を減額しまして、26予算へ振りかえているものでございます。この合計が約15億円でございまして、これは4ページの一番上、造成工事費の今回補正額15億500万円という額になってございます。補正の規模、造成の面積等についてはご覧のとおりでございます。

工事請負費、最後になります。山下、宮病、坂元地区の駐車場の造成工事でございます。こちら、50万円、400万円、600万円のそれぞれ増減の補正をしております。この合計が4ページの真ん中、駐車場工事費の250万円という数字に突合いたします。ご覧のとおり、駐車場につきましても、このような規模で造成する予定になってございます。以上が工事請負費になってございます。

続きまして、負担金補助及び交付金といたしまして360万円ほど減額してございます。こちら、内訳は、附属資料の4ページの一番下を書いてございます、水道加入金、いわゆる戸数を変更いたしましたので、それにあわせて水道加入金も補正していると、そういうものでございまして、360万円ほど今回減額しているものでございます。

以上が災害公営住宅に係ります補正内容でございます。

続きまして、9ページ、予算書9ページの下でございます。土木費、下水道費の下水道復興推進費でございます。附属資料説明書ですと5ページをお開きいただければと思います。

負担金補助及び交付金といたしまして3,100万円ほど減額補正してございます。いわゆる公共施設等の安全対策事業補助金の減額でございます。こちら、書いてございますとおり、こちらは復興庁の方からいわゆる内示がございまして、事業費が減額になったということから、それにあわせてこちらも減額しているものでございます。

続きまして、歳出の最後になります。10ページでございます。土木費の都市計画費をご覧いただければと思います。附属資料は6ページ以降になります。

こちら今回、委託料で1億5,900万円のこちらは増でございます。工事請負費で75億5,000万円の減でございます。こちら、いわゆる一括発注方式によりますいわゆる防災集団移転、それから津波復興拠点整備事業、こちらは一括発注施工に伴います補正となっております。こちら、内訳を申しますと、委託料につきましては防災集団移転促進事業の委託料といたしまして7,200万円ほど、こちら増額してございます。こちら、附属資料の6ページの真ん中あたり、造成設計費といたしまして今回補正額7,200万円、この数字と突合いたします。いわゆる造成の広さ等についてはご覧のとおりでございます。津波復興拠点の整備事業の造成費、委託料につきまして8,700万円ほど計上してございます。こちらは7ページ、7ページの造成設計費をご覧いただければこの額と突合するものとなっております。山下、坂元地区の面積はご覧のとおりになってございます。

工事請負費でございます。防災集団移転に係ります工事請負費、今回16億円ほど減額してございます。こちらは6ページの下の方、造成工事費で16億4,000万円ということで書いてございます。造成面積等はこちらのとおりでございます。前払い金相当分を残しまして、その分、それ以外は26年以降に振りかえるというような補正でございます。津波復興拠点の工事請負費につきましても、7ページをご覧いただければ、59億1,000万円ということで、今回造成面積等を精査いたしまして、これらの額を26年度の予算に振りかえるというようなことになってございます。

以上が歳出でございます。

続きまして、歳入でございます。7ページをお開きいただければと思います。

歳入につきましては、まず地方交付税でございます。震災復興特別交付税を16億5,000万円ほど減額してございます。こちらは先ほど説明しました一括発注方式をとる

ことによりまして事業費が減額いたしましたので、その分、震災復興特交も減するというものでございます。

続きまして、その下の県支出金の二つにつきましては、先ほど歳出でご説明いたしましたので、ここでは説明は省略させていただきます。

続いて、繰入金でございます。基金繰入金、財政調整基金の繰入金を57万7,000円ほど減額してございます。これは財源調整を行った上での調整でございます。長寿社会対策基金繰入金、こちらも先ほどご説明いたしました敬老祝金の激変緩和措置に伴います取り崩しでございます。

続いて、震災復興基金の繰入金でございますが、これも一括発注工事によりまして減額したことに伴いまして交付金基金の取り崩しも減すると、そういうものでございます。

歳入の最後になります。土木債の町債でございますが、こちらも公営住宅建設事業につきまして設計・施工一括発注を行うことから事業費が、25年度の事業費が縮まりましたので、その分、減するものでございます。

それでは、3ページをお開きいただければと思います。債務負担行為の補正でございます。先ほど申しましたとおり、設計・施工一括発注方式をとることによりまして、25予算から26以降の予算に振りかえているものがございます。そちらに債務負担行為を設定いたしまして一括として契約をすると、そのための今回の債務負担行為の設定でございます。

附属資料で申しますと、8ページをご覧くださいと思います。今申しましたとおり、いわゆる今回補正後の25年度の予算の総額が、災害公営住宅で58億円、防災集団移転で17億円、津波復興拠点で45億円で、合わせまして120億円でございます。これを25年度の予算で計上してございます。それに加えまして今回、債務負担行為といたしまして、それぞれ、この三つの事業の合計16億5,559万4,000円を今回債務負担行為として設定すると、そういった補正の内容でございます。

それでは、その下、最後になります。災害公営住宅建設事業に係ります地方債の補正でございます。変更といたしまして、7億9,600万円余りの限度額を7億600万円ほどに減額するものでございます。これも災害公営住宅事業費が25年度分が縮小したことに伴いまして減額するものでございます。

なお、設計・施工一括発注につきましては、担当の震災復興整備課長の方から補足説明をさせていただきたいと思います。私からは以上でございます。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。

私の方からは、第2回の臨時会議員配布資料1、震災復興整備課、きょうの日付のやつを参照していただきたいと思います。

設計・施工一括発注に伴う予算の組み替え表という資料があるかと思いますが、それを参照していただきたいと、かように思います。よろしいでしょうか。

それでは、私の方から補足説明をさせていただきます。

内容等については、高橋企画財政課長の方から予算の内容がご説明がありました。私の方からは、平成24年予算につきましては専決の関係の内容ということで専決補正額、災害公営住宅建設事業につきまして、6億9,310万円につきましては一括発注のためというふうにご理解をいただきたいと思います。7,577万円につきましては、先ほどの説明にもありましたが、確定により基金の方へ戻すというような内容の金額でござ

ございます。防災集団移転事業につきましては、7,200万円につきましては一括発注のためと。津波復興拠点整備事業につきましても、これも8,726万6,000円につきまして一括発注のためというふうな表の表示でございます。

25年の予算につきまして説明をさせていただきます。

上の方の小さい枠、黄色い色の表があろうかと思えます。平成24年から25年につきまして、2億3,960万円については平成24年度予算よりの振りかえの部分でございます。平成25年新規というふうな表示、ありますが、23億950万円につきましては平成25年度の新規の予算と。

内容等につきましては附属資料等で担当課長の方から説明があった内容でございます。

主な内容につきましては、災害公営住宅の建築工事の増分の工事費の50パーセント分でございます。平成25年から26年の減の32億7,800万円につきましては、これは債務負担へ繰り越しというような内容の表記になっております。

防災集団移転事業につきましても同じでございます。左下の黄色い箱枠の中についてご説明をさせていただきます。平成24年から25年につきましては、7,207万円の、これは一括発注のためと。平成25年から26年の16億4,180万9,000円につきましては一括発注のための債務負担へというふうな表記の仕方でございます。

隣の方の津波復興拠点整備事業についてご説明をさせていただきますと、一番右下の黄色の枠の中でございますが、平成24年から25年については表記が一括発注による。平成25年につきましては減額措置でございますが、既定の予算の計上分、要するに債務負担に振り分ける部分の減額ということでご理解を賜りたいと思えます。平成25、26についても同じということでご理解を賜りたいと思えます。表の下、整備面積でございますが、災害公営住宅山下地区、宮城病院地区、坂元地区は表記のとおりの内容になっています。防災集団移転事業についても同じような面積割合と。津波拠点についても同じような割合というふうになっています。

右下の箱の枠でございますが、これは災害公営住宅の建築状況でございます。平成24年度、山下地区においては75戸、平成25年度につきましては当初140戸で計算をさせていただきましたが、エリア工区等の勘案から92戸で計上させていただいています。それ以降、26年度については273戸というふうになっております。宮城病院につきましては40戸が46戸、エリア分について計上しています。全体で80戸でありますので、26年度につきましては34戸というような表記の仕方をさせていただいています。坂元につきましては33戸、25年、33戸、26年、47戸と、合計80戸ということで、合計600戸の内容でございます。

次のページをおめくりいただきたいと思えます。

新山下駅周辺地区の土地利用計画平面図の事業費の、事業の面積割合を表示させていただきました。山下につきましては、水色が津波復興拠点整備事業であります。黄土地色が災害公営住宅整備事業であります。緑部分が防災集団移転促進事業であります。この3事業を一括発注という形で、その事業も一つにまとめて発注するという非常にややこしいような内容になりますが、総事業費をそれで計上させていただいております。

次、もう1ページ、おめくりをいただきたいと思えます。

これは新坂元駅周辺地区の土地利用でございます。坂元地区におきましては、災害公営住宅整備事業分と津波復興拠点整備事業の2事業での計上ということでございます。

続きまして、3枚目、おめくりをいただきたいと思います。

宮城病院地区におきましては、防災集団移転促進事業と災害公営住宅整備事業と二つの事業費の計上というふうな内容になっておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

あと、全体的なことをお話しさせていただきますと、先ほども企画財政課長の方からお話がありました。設計に関しましては設計額の前払い金分、40パーセント分を主に計上させていただいております。造成工事等につきましては造成設計費の50パーセント分、これも前払金相当分でございます。これを計上を、基本的には25年度、26年度というふうな形で計上しておりますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

以上で補足説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は1時30分といたします。

午後 0時06分 休憩

午後 1時30分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）学務課長菅野寛俊君より出張のため午後の会議を欠席する旨の届け出があります。

議案第57号を議題とします。

これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。まず最初に、8ページ、今回の25年度の補正予算第1号の8ページ、土木費の公営住宅建築事業費の関係で質問をしたいと思います。一連の一括発注の中での減額という形で説明をしていただきました。その中で今回の設計の業務委託料の減、山下、宮城病院、坂元の件ですけれども、これについては全体の事業費の、例えば設計でいうと10パーセント、そういう形の減に近い形なんですけれども、一つ一つ減になっている形を考えると50パーセントということだけでないのかどうか。設計の委託料のね。一括発注なので、その分を全体の事業費の中で組み入れながら減という形なのかどうか。その辺ちょっとわからない部分があるので、まず最初にお聞きしたいと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員の質問にお答えさせていただきます。

8ページの委託料の関係でございますが、山下地区住宅建築測量設計業務委託、宮城病院、坂元地区同様の内容についてご説明をさせていただきます。

山下分につきましては350戸分の建築設計の委託料を計上させていただいております。その中で既定額が1億9,250万円ほどありますので、前払金、350戸分の前払金相当額7,700万円を差し引かせていただきまして、残り部分、60パーセント部分に当たりますが、その分が債務負担の方に繰り越しという形で減額補正をさせていただいております。宮城病院におきましても80戸分の前払金ということで、40パーセント分ですが、これも既定額4,400万円ほどありますので、その80戸分、60パーセント分として今回の補正額、減額補正が2,640万円ほどと。坂元地区におきましては58戸分、計上させていただいております。1,276万円ほどでございます。

すが、既定額が4,400万円ほどありますので、その差額分、60パーセント分を減額補正というふうな内容になります。

午前中もご説明させていただいたように、災害公営住宅の建築測量設計業務委託につきましては、前払金の分の40パーセント分ということでご理解を賜りたいと、かように思います。全体の戸数分が既定額でおの地区で計上されておりましたので、その差額分ということでご理解を賜りたいと、かように思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。全体の中で戸数分を一応減額をするという形で考えておやりになったということですがけれども、全体の一括発注の中での全体の事業費の減につながるような形で今回の設計業務委託料というのは実際にあらわれているのかどうか。つながっているのかどうか、全体の中で、3年間でやるという形で、それで事業を進めるという形、その中で実際に全体の事業費、230億くらいかな、その中で設計の業務委託の中での減額、全体のやつで工事費全体が変わりないという形の考え方で進むということなのか、あくまでもその中でどう考えていくのか、この設計の分。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的には予算要求ベースの時点での考え方で計上させていただいております。今回、予算計上させてお認めをいただきますと今度発注の形態になります。その辺は戸数、あるいは状況等を精査させていただきながら起工伺に向けて対応したいと、かように思いますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

済みません。全体の戸数と考え方は変わりはありません。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。私は、一括方式にするので全体の事業費の軽減につながったり、執行部でお話ししているように工期の短縮につながったり、あと例えば入札のね、そういった状況で全部一括方式の考え方というのはメリットしかない、そういう形しか説明がなかった、実際に一括発注方式のメリット、一つずつ出してもらいながら説明をしてほしいという部分はあるんですけども、ただ、先ほど説明していただいた中で、今言ったように、全体の工事費の単価の設計量については全然同じような形の計上ということで全然影響ないという形なんですけれども、入札の不調、先ほどの8ページのこの土木費の中での業務委託料に関しても、例えば入札の全体の工事なりの不調のそういったおそれもあるということなんですけれども、基本的に考えると、積算単価、きちっと出して、その中で工事発注すれば入札不調というのは、業者がある程度利益が出るような形であれば私は入札不調につながらないのかなと思うんですよね。一括発注をする中での大きなメリットにはつながっていないような感じがするんですけども、その辺の見解はどうなの。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。基本的な考え方としては、予算措置上は災害公営住宅の既定委託料に関する考え方等が決まっていますので、それを基本にさせていただいております。建築工事におきましても、災害公営住宅の1棟あたりの平均単価を目安に計上させていただいているという予算計上でございます。それで、岩佐議員のご指摘の一括発注することによってのメリットについては、何度も特別委員会等でお話をさせていただいておりますが、資材不足、あるいは作業員不足等の関係、あるいは工期の遅れや入札等の不調、その辺も含めてということでご理解を賜りたいと。なお、一括発注することによって諸経費等の見方が額が大きくなると違いますので、それなりに予算上の内容と異なった積算の中身になるということは議員もご承知だと思いますが、その辺は

ご理解していただきたいなど、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いや、実際に説明は何回か受けているので、メリッ的な部分についてはわかっているつもりではあるんですけども、ただ、実際に、先ほど前段でお話ししたように、設計の業務委託の中で予算計上が全体の一括発注と、あと分離、分離というか、その設計だけの委託の関係で考えると全然変わらなと。全体の管理経費だけが減額になるという形で今お話しあったと思うんですけども、そういったことも含めて、先ほどお話ししたように、全体の中で入札不調、例えばメリッの中で入札不調は一括発注にすると出ないんだという話があるんですけども、私は今お話ししたように、入札の不調というのは業者が利益につながらないと、あるいは工事がなかなかやりにくいという部分があって一括発注で考える、あるいは通常の発注で考える。やっぱり利益がある程度あったり、あるいは実際に工事がやりやすいような形で、手法で例えば入札するような形式を工事としてとれば、入札不調が一括発注だからないとか、あるいは例えば分離で造成と、例えば建設が分離して発注しても私は全然変わらなと思うんですよ。あくまでも積算単価で予定額をどのくらいに置いていくかが入札不調になるか、ならないかの鍵だと思うんですよ。人材不足なり資材不足という考え方はあるんですけども、やはりきちっと業者が利益がとれるような形、それで積算していれば、今課長がおっしゃったように、積算をちゃんとしているんだというお話ですから、入札をきちっとやっぱり工事費で出して予定価格がつくれれば、それはそれで、今回一括発注の中での大きなメリッにはつながっていかないのかなと。そういう形でいえば、工事の短縮が実際どのくらいできるのか、その辺が一番の鍵になるのかなと思うんですけども、前段のちょっとお話、教えてください。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。岩佐議員のご質問にお答えさせていただきます。

設計・施工分離発注、あるいは建築と造成を分離発注というふうな状況は、1期目の山下地区の災害公営住宅の中でも調整の対応の遅れということで工期の遅れに起因するような状況がございました。造成が終わらなうちに建築が入ってしまわなと我々の要望していた4月1日入居に向けて工程的に組めなかつたという、そういうふうな経験を踏まえて、分離発注することによって工期的な確保の難しさということを我々認識したわけがございませ。その辺も踏まえて、できれば同一業者による工程的な調整、あるいは施工、建築、その辺をうまいぐあいに流れとして持って行って工期的な対応ができればという思いから一括発注という内容に踏み切ったわけがございませ。その辺は前回のいろいろな場面でお話をさせていただいておりますが、ご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。いや、だから先ほど、議論ちょっとかみ合わなようだけれども、先ほどお話ししたように、今回の一括発注方式の中でのメリッ、それはいろいろな場面でお話を聞いているので、ただ実際に本に入札、ここで2点、大きな補正の理由として、減額補正の理由として2点書いてあるんですけども、その中の1つとして、これ執行部が書いたんですよ、工事の遅れ、それは工期をできるだけやっぱり短縮するという考え方、それは理解できるの。ただ、入札不調に一括発注をすとならなような形につながっていくという話が出ているので、それは積算単価なり、あるいは予定価格、実際にそれをきちっとさえすれば、そっちの部分はないんでないですかというお話ししているんですよ。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。設計の単価については実勢価格、あるいは現在の状況価格等の単価を採用させていただいておりますので、分離発注、あるいは一括発注、どのような発注の仕方をしてしても同じ単価を使わせていただいております。ただ、諸経費の関係で、一括発注することによって経費が大分安くなるということで、事業費的に総合的に分離発注するよりは安価な対応ができるということでご理解を賜りたいと、かように思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。だから、財政的な全体の支出の減というのはわかるんですよ。それは一括方式とかね。ただ、問題は、入札不調にそれがつながるかどうかっていうの、これは執行部が書いているんですよ。それが実際につながるかどうかっていうのをメリットの中で重要な点だと思うんですよ。それを私はお話、今聞いたように実際には同じ積算単価使っているのですね。ただ、先ほど私が言ったでしょう。全体の管理経費だけは減になるけれども、積算単価を同じに使ってれば、それが入札不調につながるとか、つながらないとかという、そういったメリット的な部分というのはないと思うんです。その辺を前面に出して、一括発注のメリットとして出しているから、私はちょっと疑問に感じるから質問しているんですけども。

副町長（成田隆一君）はい、議長。一括発注のメリット、デメリットというふうなことでございます。我々が今こういう状況の中で一括発注してメリットがあるのは確実な施工をしていただけると、2年後に当たっても住宅の確保ができると。それから、もう一方、受注者側に見ますと、ある意味では、発注されてすぐ準備するよりも、住宅は建てるまで大分時間がございますので、その間に一番受注側としては単価のいいところで材料手配、資材手配しながら、ある程度の長期スパンでやっていけると、こういうふうなことがございますので双方がメリットがあると。ただ、もう一方では、双方にデメリットがありますのは、この中での経済状況の変化に対しまして大幅な材料単価、人夫の単価の上昇等がありますと、もちろん単価構成、あるいはインフレ条項の適用等がございますけれども、しかし思うような、お互いに満足するようなそういう単価構成が変更としてできるかどうかというのが、そこがデメリットとして双方持ち合っているところがあるということもございますことをご理解いただきたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。副町長、今お話ししたのは後からの議論ですつもりだったんですけども、それ以前の話として、入札不調の関係で今回、提案なさっている中で実際に積算単価、同じような単価で出して、それが実際に入札不調につながるかどうかっていう話を担当の課長とお話をしているんですけども、その辺について具体的には、私はつながらないと思うんですけども一括発注と。結局業者が積算単価同じ、一括発注することによってどんどん下げていくとか、あるいは高くするとか、業者は利益を追求するので、多分高くすれば、それは工事としてやりやすくなると思うんですね。その辺が私はつながると思うんですが、その辺はどうなのか。具体的に何回もお話ししてもその明確な答えというのが出てこないのので後の話に行けないんです。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。何度も繰り返すようで非常に申しわけございませんけれども、受注者の立場からすると、ある程度工期という決まった期日がございます。今我々の発注者の立場としては、決められた工期の中で一日も早く被災者に造成地内に入っていただくようにというふうな観点から、いろいろな角度から検討させていただいて今回、総合評価方式の方に進むように、一括発注に進むように今検討している内容で

ございます。ですから、受注者にとっても工期的な調整、造成、あるいは建築、あるいは設計、おのこのやっぱり限られた期間が必要でございます。その期間を尊重しますと受注する立場の業者さんもそれではできないと。なおかつ、被災地、3県同時、同じような工事の発注なり、設計の発注なり、災害公営住宅の建築等の発注なんかも同時に発注されるということで、一番メリット、議員さんおっしゃったように、受注者のメリットの大きい方に流れていってしまうというふうな状況になりかねないと。ですから、我々としては一番確実に担保ができる工期を優先させていただいて、その辺を加味したような工夫をさせていただいて、この一括発注という方式に踏み切ったわけでございますので、その辺はご理解を賜りたいと。なお、受注者にとっても工期という限られた中で、26年の末という限られた工期がありますので、大規模な面積、あるいは土の調整とかいろいろな面から考えると部分、部分での発注というのは大変なのかなというふうに思います。その辺もご理解できればと思います。以上です。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。本当は一括発注のこの分離発注の本当に根本的なメリット、デメリットの部分なので、きちっとやっぱり答弁してもらわないと、なかなか私も理解できない部分があるのでね。今お話を聞くと、なかなか明快な答弁が返ってこない。例えば、今、期間の部分についてもきちきちっと、事務量がふえるということで、職員のマンパワーという形で考えると非常に役場では大変だと思うんですね、全体の分離発注の中でのそういった入札の作業をしていくとなると。それで大変だという形もあるんですよ。ですから、多分一括方式で1回で発注するような方式であれば、このマンパワー不足の中でも対応できるということもあるし、ただ、期間的に考えると、本当は人さえいけばきちきちっと、例えば災害公営住宅の上物、あるいは実際に造成のやつとか一つ一つ、例えば並行的に考えてやっていけば、そんな工期の短縮ということでもなくても私は全体的に3か月も4か月も短縮できるということであれば、ちゃんと並行してやれば期間的にも分離発注でも私は可能かなと思うんですけれども、ただ、やっぱりマンパワー不足のそういった人的な、事務的な作業があるので、なかなか今の状況では難しいと。そういう判断での一括発注方式というのをお考えになられたのかなと思うんですけれども、ただ、それとあわせて、入札を実際にどういう形で、不調になるか、ならないかというのは私は別時限の話で、さっきから何回も言っているようにね、全然時限が違うんですよ。それと一緒にすることが、今回の提案理由であることが間違いなくおかしいわけで、その辺も最後に、あと何回もそれ同じやつやったらだめだから。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。議員おっしゃるとおり、マンパワー不足というのは否めないというふうに思っております。再度お話をさせていただくような状況になりますが、今回発注するものについては条件がたくさんあります。面積が広い、あるいは期間が短い、あるいは技術的な能力が必要だ等々を考えると、個別に発注する上で時間的な余裕がないというのは一番の条件にもなります。ですから、議員さんおっしゃるようにマンパワー不足という観点からCM業務もお願いしたというのも一つの方法でございます。ですから、その辺も含みおきをいただいてご理解を賜りたいなど、かように思います。よろしく申し上げます。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。では、入札不調ということはあんまり考えなくて、今回の一括発注の中でね、いいということなんですよね。それは確認しておきたいと思いますので。ただ、提案理由の補正の理由の中で財政課長が災害復興を、課長もそういうお話しして

いたので、それよりも工期対策なりマンパワー不足、それを考えた中での今回全体の発注だと。それはそういう形で理解したいと思います。私が言ったことを理解してどうするんだというのなんかも、執行部からそういった答弁がないので、その辺を具体的に、あと答弁いただきたいと思います。

それで、実際に一括発注方式にすると、亘理町なんかの例をとると、全体の予算の中で今回、例えば100億円なり20億円、30億円、結構大きな予算になってくると、やっぱり前、いろいろな形で聞いたように、大きなゼネコン級の人たちが発注されるという形になりますよね。これはわからないですけども、ただ、ある程度工事の金額によって地元の業者の参入が全然ないという形につながっていくと思うんですよね。それで、今まで議会の議論の中でも、こういった規模で一括発注のデメリットとして、やはり地元の業者がなかなか参入できにくいんでないかというお話も議会の中からもあるし、我々もずっとお話ししたつもりなんですけれども、その対応、対策について具体的にどういうお考え方をお持ちなのか。

副町長（成田隆一君）はい、議長。確かに規模の大きい事業でございますので、それなりにやはり能力と実行力がある業者さんの組み合わせになってこようかと思えます。今組み合わせと申したのは、これは1社だけではなくて、JVを組んでいただく方法を考えておりますので、その中で地元貢献等を、いろいろ我々もその辺を審査しながら、ただ大きな会社だけがその仕事をとっていくのではなくて、いかに地元貢献をしていただくかというふうなところも一つ大きな要素として考えていきたいと思っております。

もう一方では、例えば地元の業者さんで、これまでも我々、できるだけ地元の業者さんでいろいろな形で実行力、それをアップするようにいろいろお願いしてきた経緯もございますけれども、なかなかその組合方式とか、ある意味で一緒にやって、その資格要件を確保するとか、そういうふうなところまでまだ地元の業者さんが至っていないものでございますので、この辺はご理解いただきながら、できるだけ我々も地元業者の育成を考えながらこの事業を進めてまいりたいと、かように考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。今副町長、枠組みのお話も出たのでね。ただ、本来この三つの市街地の建設なり造成する中で枠組みも大きな問題になってくるかと思うんですけども、ただ問題は、例えば超A級のゼネコン、S級のゼネコン、それとあと地元業者というかわりだと思ってしまうんですけども、そういった枠組みが今回の一括発注の一応考え方の中でできるような余地も残した形の一括発注の考え方になっていくのか、一応提案していただいて、それを選定委員会の中で選定しながらきちっとやる中で要件的部分もあると思うんですけども、そういった要件も具備しながら一括発注のそういった考え方で今回の事業に取り組むつもりなのかね。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。考え方でございますが、総合評価落札方式というのは、基本的には総合評価審査委員会の設置も視野に入れながら、どのようなあり方が今回の工事の発注形態に合うのかどうか等も含めていろいろ議論をしていただく中で方向性を確認するというふうな基本的な考えは持っております。なお、工事の規模、あるいは工期的なもの、あるいは監理者等の有無等々の関係もございまして、その辺も加味しながら発注方式を決めたいと、かように思っております。なお、議員さんの一番気になさっております地元企業の対応の仕方ということについては、我々も地元企業がそこに少しでも参入できるような方法なんかも仕様書等の中でうたいながら、あるいはJV

の内容に合致する業者であればJVに入れるような方向性の導き方等を議論させていただきながら検討したいと、かように思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。建設関係だとなかなか本当は難しいとは思いますが、山元町にそういった大きい建設関係の業者がないという形、その中で今回一括発注方式。亘理町の、この前新聞でちょっと見た中で予算、建設関係と土木関係で法人税というか、企業の税金が16.8パーセントかな、ふえているということで自主財源につながっているという、ちょっと新聞を見たんですけども、実際にやっぱり山元町の部分でも、やっぱりきちっと、本当は分離発注しながら実際に工期の短縮を図って、それで地元の業者が貢献できるような形で事業をやるという形になれば、事業の工区を決めながらね、そうすると大分違ってくると思うんですよ。亘理町はそういう方式でやっているのですね。ただ、亘理町の方式をまねしろというんではないんですけれども、ただ、やはりこれから将来考えたときに、やっぱり地元貢献をする業者がふえてきて、あるいは地元の税収につながるような業者がふえてきて、そこで自分たちが事業をやることによって育成されていって大きな事業ができるような、そういった形の今回復興事業であってほしいなと思うんです。それがなかなか山元町の場合、見えないと。そういうことなので、今回、ぜひ、一括発注方式の中でいろいろお考えになっているようですから、実際に、これから方式変えろと言ってもなかなか難しいと思うので、実際に地元業者なり、あるいは地元貢献ができるような形をどういう形で事業として今回復興事業の中で生かしていくのか、その辺について町長から最後にお伺いしたいなと思うんですけれども。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。一括発注方式の中での地元企業の活用、育成というふうなことでございますが、これ今議員ご指摘のとおり、これまでもいろいろな場面でそういう基本的な姿勢のもとに取り組んできたところでございますので、今回のこの新しい方式ではございますけれども、先ほど担当課長等からお話し申し上げておき、この地域性といいますか、地域貢献度といいますか、その辺の中で極力地元の皆さんにも一緒になって事業に取り組んでもらえるような、そういう考え方でこれから具体の作業を進めてまいりたいというふうに考えております。

10番（岩佐 隆君）はい、議長。総合評価方式の中にきちっとやっぱり項目として、地元の貢献なり、地元企業の育成、そういった部分がちゃんと入っているのかどうか、ちょっと担当課長にお伺いしたいなと思います。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。予算の関係ということで第2回の臨時会の参考資料という形でお出しさせていただいたこの資料がございます。今回予算の関係だったので、これについてはちょっとお話を控えたいなというふうに思いましたけれども、これの2枚目に、前回の東日本大震災特別委員会の中で佐山議員さんの方からもご質問があった評価項目の関係でございます。これ、2枚目の方に今回の高度技術提案型における評価項目という内容の中で、地域性、技術力の下に地域性、地域貢献等を表記させていただいております。仕様書の中でも、できれば地域貢献というものはどういうものかということについて、できれば表記したいなというふうに今の段階では考えております。業者だけでなく地元の商店街からの買い入れ、あるいは地元臨時の雇用関係、地元の方々の商店街、あるいは人的な対応、活用も視野に入れながら、そういうふうな展開ができるような考え方、あるいは施工のあり方等について、いろいろ角度を変えて提案をいただきながら、それを参考にしてこの地域性、地域貢献度の採点の項目等に入れたいなとい

た、いいわ」の声あり)

議長(阿部 均君) ちょっとお待ちください。

震災復興整備課長(庄司正一君) はい、議長。大変失礼しました。

先ほどもご説明させていただいた評価項目等についてのまず審査、あるいはこれの配点等については、これから評価委員会の中で議論させていただくというような内容になっております。また、山元町の特定建設業共同企業体の取り扱い要綱等を作成させていただき、その中で方向性等を確認させていただきながら、その委員会等でのご議論をいただく予定になっておりますので、ご理解を賜りたいと、かように思います。大変済みません、時間をとらせてしまって。よろしくお願ひします。

1番(青田和夫君) はい、議長。わかりました。委員会で検討するということですね。その選考メンバーをどのように副町長は想定しているのか、お伺ひします。

震災復興整備課長(庄司正一君) はい、議長。基本的には学識経験者等を想定しています。その中には、本町において国の直轄調査、あるいは山元町の復興まちづくりのアドバイザーとして震災当時から復興のお手伝いをさせていただいていらっしゃる学識経験者等を視野に入れながら検討させていただいております。あと、そのほかに関係機関として国土交通省関係、宮城県の関係の方、それに本町における……、そのメンバー等で考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

1番(青田和夫君) はい、議長。資料の中で、あえて学経がどうだとか、行政関係がどうだとか、町内がどうだとかというのは、資料に基づいての質問をしているわけですね、今。ですから、資料をきちんと見ていただきたいと。見ていればすぐに答弁ができると思うんですよ。

そこで、入札、数値的には大分でかい数字になると思うんですけれども、そこで仮に入札が終わった後に変更契約がある場合、あった場合ですね、議会に対して報告してもらえるのか、もらえないのか、その辺をお伺ひします。

震災復興整備課長(庄司正一君) はい、議長。今回の発注状況についてご説明させていただきますと、11月の都市計画決定した内容で発注をさせていただいております。あと、まちづくり協議会等でのご意見等もいただいております。内容的に一部変更は必ずあるかというふうに思います。そのときは議会の皆様には内容等、あるいは項目、金額等も含めてご報告をさせていただく機会を持ちたいと考えておりますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。

1番(青田和夫君) はい、議長。報告してもらえると。それでは、次、一般論ですよ、これ、あくまでも一般論の話ですけれども、過去に談合としての話が日本全国で等々ありました。うちの町じゃないですよ。いろいろな全国的にあった場合、そういう数字、要するにでかい数字があるためにこの情報が出たときの対応をどのようにするのか、まずその辺をお伺ひします。

議長(阿部 均君) 非常に難しい話ですけれども、これは町長齋藤俊夫君。談合等についてですよ。「わからなければいいでば」の声あり) なかなか事務サイドでは答えにくいと思いますので、町長齋藤俊夫君、その辺について。

震災復興整備課長(庄司正一君) はい、議長。基本的には規則に基づいて対応させていただきますので、そういうふうな情報が入った際には取りやめというふうなことになるかと思ひますので、よろしくご理解を賜りたいと、かように思います。「はい、了解しました」

の声あり)

1 番 (青田和夫君) はい、議長。最後にちょっとお聞きしたいんですけれども、この一括方式でいった場合、例えば6月ぐらいの定例会ぐらいに仮契約、または本契約等々がなされると想定しております。その前に仮に本契約、仮契約があった場合、前に議会に対して報告していただけるのかどうかを伺います。

議長 (阿部 均君) 事前に報告があるのかどうかということ。(「後でもいいけれども」の声あり)

震災復興整備課長 (庄司正一君) はい、議長。5,000万円以上の工事に該当しますので、議会の議決はいただくようになるということでご理解を頂戴したいと思います。5,000万円以上ということで限られていますが、よろしくお願ひします。(「はい、了解です」の声あり)

議長 (阿部 均君) ほかに質疑はありませんか。

13番 (後藤正幸君) はい、議長。9ページの8款5項2目について、下水道復興推進費についてお伺ひします。

町長のけさの説明から申し上げますと、内示があったために、これに合わせて減額処理するんだと。要するに繰入金の減額だというように説明を受けました。私の聞きたいのは、この金額を聞きたいんじゃないくて、当初計画、安全対策をするために当初計画したのを補助金の額で減額されたんだと。ですから、繰入金の方も減額するんだというようにこととすると安全対策が当初計画したのより減額になるんですが、そのまま、町民に危険なまま置くのかどうか、この減額を認めれば、ということをお聞きしたいんですが。この減額の理由だね。

上下水道事業所長 (荒 勉君) はい、議長。当初予算では町道と県道部分の農集排の廃止管路についてモルタル注入で、復興交付金を利用してモルタル注入を行うということで申請を行って行いましたが、今回認められたのは県道部分のモルタル注入のみを認められております。町道部分については今後の圃場整備等がありますので、その圃場整備によって例えば道路に入っている部分が圃場整備になって田畑になるというような場合も考えられますので、この圃場整備の計画がまとまった時点で再度申請してくれということで、今回は県道のみ部分の交付金の内示になっております。それで減額措置、3,300万円ほどの減額を見込んだものです。

13番 (後藤正幸君) はい、議長。今の質問を聞いておりますと、要するに危険箇所が少なくなったからこの繰入金を減額するんじゃないくて、計画が別なので、一応この計画の分はお返しして、そしてもう一度事業計画を立てて、この繰入金なりなんなりをもう一回一般会計にお願いするというようなことで進むということですね。

上下水道事業所長 (荒 勉君) はい、議長。当初は町道、県道を見て行いましたが、やっぱり圃場整備事業が今後出てくるということで、国の方では一回モルタル注入したのを今度撤去するとなると二重の経費がかかるということで、まずは主要道路、県道のみをやるということで認められたものでございます。今後新たに圃場整備が固まれば、また再度申請して復興交付金で行われるということになります。

13番 (後藤正幸君) はい、議長。考え方はわかりましたが、危険なためにこれをやろうとして計画したんだけど、国からお金が来ないということで投げておくというようなことで、あんまり長くないように、町民に危険なところをさらしておくというのはあんまりよくないことなので、早急に計画して実施してほしいということを要望して終わります。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

8番（佐藤智之君）はい、議長。8ページ、歳出の8ページの2款1項12目消費者行政費774万6,000円。附属説明資料を見ますと、国の制度から今回各市町村に変更すると、運用主体をですね。この資料の中に専門家への謝礼として延べ人数252人掛ける2万8,000円となっておりますけれども、この延べ人数の252名、これは事実上何人体制なんですか。例えば1人で252回走り回るのか、あるいは2人、3人体制なのか、まずその点。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。まず、本来なら、先ほど財政課長がお話ししたように、25年の当初予算の方で予算措置をすべきものが、今回の補正で対応するということになりましたことにつきまして、この席をおかりしておわびを申し上げたいのと、あとは今後こういったことのないように十分注意をしてやっていきたいと思っておりますので、ひとつよろしく願いをいたしたいと、そのように思います。

今のご質疑の内容でございますが、この法テラスの専門家の派遣事業につきましては、まず毎週行う部分といたしまして、司法書士、あと税理士、社会福祉士が週1回対応すると。あと隔週といたしますか、2週に1回というようなことで行政書士、あとは社会労務士、あと建築士等の割り当てがございます。そういった関係で、延べで252名になるという内容でございます。

8番（佐藤智之君）はい、議長。そうしますと、今の説明の中で大体その道の代表者5名から6名をその都度、これは要請があった……、これはもう週に1回、あるいは隔週に1回と日にちを決めて設定しているのかどうか、もう一度。

会計管理者・町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この専門家の派遣事業の関係につきましては、火曜日と金曜日というような指定の曜日において実施をしているという状況です。

8番（佐藤智之君）はい、議長。例えばこれ以外に緊急にどうしても相談したいと、そういった場合でも今後対応できるのかどうか。この辺の体制はどうなんですか。

町民生活課長（佐藤澄三郎君）はい、議長。この専門家の派遣事業につきましては、昨年度まで法テラスの方でやっていた事業でございます。本来法テラスで行う部分につきましては常時弁護士さんが常駐しているという内容になってございますので、通常の相談については毎日対応できるというような体制になってございます。（「はい、了解しました」の声あり）

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

6番（遠藤龍之君）はい、議長。先ほど来、出ている公営住宅関連の質問になるわけですが、質問といたしますか、確認ということで捉えていただいて結構なんですけど、この委託料全体を見ましたときに、足したり引いたりとか、マイナスになったのがあったり、プラスになったのがあったりということで、なかなか理解しにくい内容になっています、私にとってはですね。この説明資料を見ても、ますますわからなくなるというような中で確認したいんですが、この委託料について当初では3億5,050万円で措置しているんですが、その内容がこのように変わったということで受け止めていいのかどうか、確認します。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。済みません、確認ですが、災害公営住宅建設事業費の3億円というのはどの額なんですか。（「委託料、委託料、当初の当初の委託料3億5,050万円、委託料だぞ。3億5,050万円」の声あり）24年度予算、25年度予

算ですか。「こいつ25年度か。いや、もちろん25年度だから25年度、こいつ、きょう受けたやつ、25年度の補正だべ。25年度の当初、当初からつながりあるやつだべ」の声あり)

質問の趣旨が理解できました。25年度の当初予算から、まず今回載せましたマイナスの部分、ここの部分は25の当初予算からまず減額するものでございます。さらに、次の9ページのもの、9ページの方は24の専決を減額いたしまして25の予算、先ほど申し上げました3億幾ら何がしにいわゆる加算するもの、そういうものでございます。

6番(遠藤龍之君)はい、議長。このつながりがよくわからないんですね。だから、確認と言ったのは、あと要求ということなのですが、このわかるような予算の表現の仕方といいいますかね、当初予算で3億5,050万円の中身あるのは山下地区住宅建築工事業務委託料2億4,250万円、同じく宮城地区云々、坂元地区云々という表記に対して、今回それを受け継ぐ項目ってないんですよ、表現だけで、この言葉だけでね。そうするとね、皆さんは優秀な方ですから言葉が違ってもわかるかと思いますが、私たちはこういうものでしか見えない、判断できない、考えられない、そういうふうになっているんです。これまでも同様なんです。しかも、今回いろいろこういう大きな変化があるようなときには、なお、いつも以上にやっぱりわかりやすい、このつながりもわかりやすいような形で表記してもらわないと、これ全くこの新しい問題なのかなど、この説明資料からあるこの予算書を見ますと全くわからない、どこで何を言っているのか、先ほど来のあれの話聞いても。そして、我々としてはどのようにこのものに対して判断していいのかどうかというのが、ちょっとしづらいということがあるので、内容については多分だよ、この委託料の中身が言葉を変えてこういうふうになったんですよ。これにこの数値等々の問題が全く問題ございませんというような受け止め方をしているのかということの確認と、それは確認だけだから、そうですという答えになると思うので、あわせていいますと、この受け止め方、今回のこの受け止め方は、うんと強調されているのが一括発注、一括発注ということで、そもそもというよりも、そのことよっての減額措置だというのは、一括発注ということで、することよって分離発注するよりもコストを下げられた結果、減額したんですよ、減額することができたんですよというような表現もしているわけね。だから、そうなのかなど、そういうふうな受け止め方をしている中で今度、債務負担行為ということで翌年度に回しますと。それで、そのための減額なのかなどというようなこと。そうすると今度、その年度に移すのを債務負担行為に振り分けることよって、振り分けるんだしたら、最初、当初で例えば都市、何だ、計画、何かね、その大きく百何十億を大きく翌年に振り向けるんだけれども、そうしたらそこに今度疑問が湧くのは、この都市計画復興推進費169億円が70何億もね。これは、この部分は多分その債務に、2年に振り分けてやるんですよというような受け止め方をしたんですよけれども、そうしたら、当初組んだ次に、当初ではそういうことでなくて、1年間でやるんですよというようなことよって出発したのが、いろいろこれまで一括発注方式ということよって、何でもかんでも一括発注、一括発注で何度か振り回される、ごまかされるというような感も否めない部分があるんだが、よって分けたという、それが理由だということなんですけれども、ただ、逆に言うと、今度、この都市計画復興推進費については当初の大きなイメージがあるんじゃないのと。1年でやろうとしていたものを、1年でできないから、もう当初からね、もう早々と、この4月早々と、もう大きく

変更するというふうな、ここの部分については受け止めると。このとおりに素直にこれを読めばね。そういった混乱を実はこの、その表記の仕方によって、あるいは説明の仕方によって混乱を起こしているということを伝えたい。前の部分については確認し、今のその後の部分についてはそういう受け止め方でいいのかどうか。だとするならば、当初160億円で予算措置したのはどういう考えに基づくものなのかということもあわせてお伺いいたします。

企画財政課長（高橋寿久君）はい、議長。まず最初に、ご指摘いただいたように、確かにご指摘のとおり、25年の当初予算の公営住宅建築事業費の委託料の項目は各地区の住宅建築工事等業務委託料という、そういう表現でございます。今回の補正は、住宅建築測量設計業務ということで、確かに詳しくは書いてはいるんですが、これがそのまま同じかどうかというのがわからなくなっているのは事実でございます。こちらは今後、当初予算で計上したものを補正する場合は当初予算と同じ項目で書くようにいたしますので、それはここでお約束させていただきます。

それと、やはりいわゆる津波復興拠点と防災集団移転につきましては、お察しのとおり、今回75億円も下げるということは見通しの誤りじゃないかというのは一つのご指摘ではあるかと思えます。ただ、当初予算の段階では1年間でやるというよりは、25年度予算と25年の繰り越し、26への繰り越しでやるというような前提でございました。つまり、単年契約を結んで、それを契約変更して翌年度でやると、こういう見込みでございましたので、最初から1年でやるという見込みではなかったということをご理解いただければと思います。

議長（阿部 均君）ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）これで質疑を終わります。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第57号平成25年度山元町一般会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第15. 議案第58号を議題とします。

所長から説明を求めます。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。

議長（阿部 均君）この際、暫時休憩といたします。再開は2時45分といたします。

午後 2時34分 休憩

午後 2時45分 再開

議長（阿部 均君）再開いたします。休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（阿部 均君）震災復興整備課長より青田議員の質問に対する再答弁がございますので、よろしくお願ひします。

震災復興整備課長（庄司正一君）はい、議長。大変申しわけございませんです。貴重な時間をいただいて本当に申しわけございません。

先ほど青田議員の方から受注業者についての不正の件でご質問がありました。私は舌足らずな面がありまして、即中止というような回答をさせていただきましたが、事実確認等の内容調査等をさせていただいて、その後に適切な対応をするということに改めさせていただきたいと思ひますので、よろしくご理解を願ひします。以上です。どうも済みませんでした。

上下水道事業所長（荒 勉君）はい、議長。議案第58号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明いたします。

今回の補正は農集排の廃止する下水管に係る閉塞工事について減額内示があったことから事業費を減額措置するものであります。

初めに、1、2ページをお開き願ひします。予算第3条に定めた収益的収入及び支出の収入について申し上げます。

1款下水道事業収益2項営業外収益は、国庫補助金及び繰り出し基準に基づく一般会計からの補助金3,139万6,000円を減額するものであります。

支出について申し上げます。

1款下水道事業費3項特別損失は、東日本大震災に伴う農集排廃止管路の県道及び町道部分のモルタル注入による閉塞工事を計上しておりましたが、復興庁より県道部分のみが認められ、その他の部分については詳細な復興計画の策定後に行うこととなったため、3,340万円を減額するものでございます。

最初のページにお戻りください。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入、第1款下水道事業収益3,139万6,000円減額し、総額6億3,150万円に、支出、第1款下水道事業費3,340万円減額し、総額6億1,103万1,000円とするものです。

次に、第3条、予算第4条中、当年度分損益勘定留保資金200万円増額し、運転資金として借り入れた企業債を200万円減額し、記載のとおり改めるものでございます。

第4条、予算第6条の工事用企業債を200万円減額し、記載のように改めるものでございます。

第5条、予算第10条中、他会計からの繰り入れ、復興事業に要する経費を467万6,000円減額し、記載のように改めるものでございます。

以上、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います。——質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行います。——討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）討論なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから議案第58号平成25年度山元町下水道事業会計補正予算（第1号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

議長（阿部 均君）日程第16. 同意第2号を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長齋藤俊夫君、登壇願います。

町長（齋藤俊夫君）はい、議長。それでは、同意第2号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについてご説明申し上げます。

裏面の提案理由をご覧いただきたいというふうに思います。

現固定資産評価員の前副町長平間英博氏から今月末をもって固定資産評価員の職を辞する旨の申し出がございましたので、後任者として現副町長の門脇克行氏を選任するに当たり議会の同意を求めるため提案するものでございます。

参考資料といたしまして、次ページに選任しようとする者の略歴をお付けしておりますので参考にしていただきたいというふうに存じます。

ご理解の上、ご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。以上でございます。

議長（阿部 均君）これから質疑を行います——。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）質疑なしと認めます。

議長（阿部 均君）これから討論を行うわけですが、本件は人事案件でありますので、山元町議会先例91番により討論を省略します。

議長（阿部 均君）これから同意第2号固定資産評価員の選任につき同意を求めることについて採決します。

お諮りします。本件は、これに同意することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（阿部 均君）異議なしと認めます。よって、同意第2号は同意することに決定されました。

議長（阿部 均君）以上をもって本日の議事日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成25年第2回山元町議会臨時会を閉会します。

大変ご苦勞さまでございました。

午後2時53分 閉 会

上記会議の経過は、地方自治法第123条第1項の規定により事務局長渡邊秀哉の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員
